

大川市人権教育・啓発基本計画 (改定)



2023 (令和 5)年 12 月

大 川 市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われています。

人権とは、すべての人々が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する偏見や差別などの人権問題に関する多くの課題が存在しています。

このような中、本市の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成25年3月に10ヶ年計画として「大川市人権教育・啓発基本計画」を策定し、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。

その後、情報化や国際化が進む中、インターネットによる人権侵害や性的少数者の人権問題が新たに顕在化するなど人権を取り巻く状況は大きく変化しています。

このたび、現行の計画が終了することから、これまでの本市における人権教育及び人権啓発の成果と課題や市民意識調査の結果を踏まえ「大川市人権教育・啓発基本計画」を改定いたしました。

今後、この新たな基本計画に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく心豊かに暮らせる社会の実現を目指して、市民の皆様と行政が一体となって、人権教育・啓発の取組を着実に進めてまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、調査等にご協力いただいた市民の皆様並びに関係各位に心よりお礼申し上げます。

令和5年12月

大川市長 倉重良一

大川市人権教育・啓発基本計画（改定）

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本計画改定の趣旨	1
2 基本計画の性格	2
第2章 人権を取り巻く状況	3
1 国際社会における取組	3
2 我が国における取組	4
3 福岡県における取組	5
4 大川市における取組	6
第3章 人権教育・啓発の推進	7
1 人権教育	7
(1) 就学前における人権教育	7
(2) 学校教育における人権教育	8
(3) 社会教育における人権教育	9
2 人権啓発	11
(1) 市民に対する人権啓発	11
(2) 企業における人権啓発	12
3 特定職業従事者に対する取組	13
(1) 市職員	13
(2) 教職員	13
(3) 福祉関係者	14
(4) 保健・医療関係者	14
(5) マスメディア関係者	14

第4章 分野別施策の推進 15

1	同和問題	15
2	女性に関する問題	19
3	子どもに関する問題	23
4	高齢者に関する問題	27
5	障がいのある人に関する問題	30
6	外国人や外国にルーツのある人に関する問題	33
7	H I V感染者・ハンセン病患者等に関する問題	36
8	犯罪被害者等に関する問題	38
9	インターネット等による人権侵害に関する問題	39
10	性的少数者に関する問題	41
11	刑を終えて出所した人に関する問題（再犯防止推進計画）	43
12	さまざまな人権課題	46

第5章 推進体制等 48

1	市の推進体制	48
2	県、他市町村及び関係団体との連携	48
3	推進期間等	48
4	人権教育・啓発基本計画の構成	49

用語解説 51

資料 59

(1)	世界人権宣言	59
(2)	日本国憲法(抄)	65
(3)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	70
(4)	大川市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例	72
(5)	大川市同和教育基本方針	73
(6)	大川市人権教育・啓発活動推進本部設置要綱	74

※「障がい」の表記について

福岡県では、表記による誤解や偏見をなくしていく観点から、県施策の策定、実施において、「障害」の表記を「障がい」と改めています。本市もこれに倣い、この基本計画では「障がい」と表記します。ただし、固有名詞、

他の文献や条文からの引用など特別な場合は、そのまま「障害」と表記しています。文章中、表記が混在し読みづ
らい場合もありますがご理解をお願いします。

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本計画改定の趣旨

「大川市人権教育・啓発基本計画」（以下「基本計画」という。）は、2000（平成12）年12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した、人権教育・啓発に関する施策を推進するため、2013（平成25）年に策定されました。

本市では、この基本計画に基づき、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付けることを通して、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のために様々な人権施策を推進してきました。

しかしながら、依然として、家庭・学校・職場・地域など社会生活の様々な場面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する偏見や差別が存在しています。

また、基本計画策定の2013（平成25）年以降、国際化・少子高齢化・情報化の進展などを背景として新たな人権問題が顕在化しており、それに対して、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。本市においても人権3法の趣旨を踏まえ「大川市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」を一部改正するなど、例規整備に取り組んでいます。

また、2015（平成27）年の国連サミットにおいて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」では、「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「16. 平和と公正をすべての人に」など世界共通の17の目標が掲げられ、誰一人取り残さない持続可能なより良い社会の実現を目指すこととされています。

今回、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、基本計画の必要な見直しを行うものです。

この新たな基本計画に沿って、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、本市の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していきます。

2 基本計画の性格

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、次の性格を有するものです。

- (1) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画（一部変更後）」、福岡県の「福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）」及び本市の「部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」に基づいた人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
- (2) 「大川市第6次総合計画」及びそれぞれ分野別に作成されている個別計画における人権のまちづくりの精神を明確にするものであり、総合計画及び各個別計画と整合性を保ちながら、一体的に推進していくものです。
- (3) 2022（令和4）年に実施した「大川市人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）により明らかになった実態を踏まえ、家庭・学校・地域・職場など社会生活の様々な場を通して、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう中長期的な方針を示すものです。
- (4) 人権が尊重されるまちづくりの担い手は市民であり、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働し、人権教育・啓発を推進するものです。
- (5) この基本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」第8条の規定に基づき、同法第3条に規定する基本理念を踏まえ、具体的な施策として計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を内包するものです。

第2章 人権を取り巻く状況

1 国際社会における取組

20世紀における二度の世界大戦の反省から、1948（昭和23）年第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」として「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明しました。

以後、「世界人権宣言」の理念は、1965（昭和40）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、1966（昭和41）年「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、1979（昭和54）年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、1989（平成元）年「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、2006（平成18）年「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）等の採択や、1968（昭和43）年「国際人権年」をはじめとするさまざまな国際年の設定を通して、実現が図られてきました。

しかしながら、人種・民族・宗教等の対立に起因する地域紛争・テロ・迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が続いたことから、1993（平成5）年にウィーンにおいて「世界人権会議」が開催され、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。翌1994（平成6）年の第49回国連総会は、こうした経過を踏まえ、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての「行動計画」を示し、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

また、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が、1993（平成5）年に創設され、2006（平成18）年には、国連総会の下部組織として「人権理事会」が設立されました。

こうしたことを受け、「人権教育のための国連10年」の取組を継続し、効果的な人権教育を継続して実施していくため、2005（平成17）年から重点領域を定めた「人権教育のための世界計画」が策定されています。計画によると、2020（令和2）年から2024（令和6）年の第4フェーズでは、重点対象を「若者」とし、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に重点を置くこととされています。

さらに、2015（平成27）年の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、誰一人取り残さない持続可能なより良い社会の実現を目指す世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。SDGsを構成する17の目標と169のターゲットには、根底に人権尊重の考えがあります。

2 我が国における取組

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。1995（平成7）年に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

また、1996（平成8）年の地域改善対策協議会意見具申では、「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」と述べています。また、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」とし、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正などのほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。この意見具申で指摘された事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997（平成9）年「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

1999（平成11）年人権擁護推進審議会は、人権教育・啓発の基本的在り方についての答申を行い、2000（平成12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定され、2002（平成14）年3月に、同法に基づく国の基本計画が示されました。

その後も人権に関する諸法律が制定され、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2016（平成28）年に、人権3法と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されるなど、人権課題の解決に向けた法整備が進められています。

3 福岡県における取組

福岡県では、さまざまな人権課題を解決するために、法律や国の施策に基づく取組のほか、独自に条例や行動計画等を制定・策定し、積極的な取組が進められてきました。

1997（平成9）年に行政運営を総合的かつ計画的に実施するための「ふくおか新世紀計画」が策定され、「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに、豊かな県民生活を実現するための重要な課題である」との認識のもと、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育及び啓発を進め、偏見や差別の解消を図る」ことが明記されています。

また、国の「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を踏まえ、1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。この計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するため、それまでの同和教育や啓発活動の成果と手法への評価を踏まえ、人権教育・啓発を進めてきました。

2004（平成16）年に県行動計画が終了することから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2003（平成15）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。この福岡県人権教育・啓発基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、地域、学校、職場など様々な場を通じた人権教育・啓発を推進しています。

さらに、2017（平成29）年には、「福岡県総合計画」を新たに策定し、人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らすことができる社会づくりを目指して、様々な施策を推進しています。

福岡県人権教育・啓発基本指針の策定以降、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題の顕在化や国の法整備など、人権を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、2018（平成30）年には、福岡県人権教育・啓発基本指針の改定を行い、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をさらに総合的かつ効果的に推進しています。

また、「部落差別解消推進法」が2016（平成28）年に施行されたことを受け、1995（平成7）年に制定した「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を2019（平成31）年3月に施行しました。

この新たな指針や条例に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かな社会の実現を目指しています。

4 大川市における取組

本市では、さまざまな人権課題を解決するため、法律や国や県の施策に基づく取組のほか、独自に条例や行動計画等を制定・策定し、取組を進めてきました。

1996（平成8）年に「大川市人権擁護に関する条例」を制定し、世界人権宣言の理念にのっとり、すべての市民の人権を保障し、市及び市民それぞれの責務等を定めることにより市民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される安心して暮らせる大川市の実現を目指してきました。

2002（平成14）年には「人権教育のための国連10年大川市行動計画」を策定し、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に対する課題の解消に向けて取り組むことを明確にし、また2013（平成25）年には、市民一人ひとりの人権が尊重され自分らしく心豊かに暮らせる社会を築くため、様々な人権問題に関する人権教育・啓発の指針となる「大川市人権教育・啓発基本計画」を策定し、本市における人権施策を推進してきました。その後、この基本計画が2022（令和4）年度末をもって10年を経過することから、社会情勢の変化を踏まえ、本計画を改定するための基礎資料として、2022（令和4）年8月に市民意識調査を実施したところです。

市の最上位計画である「大川市第6次総合計画」の中では、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に沿って各種政策及び施策を展開することとしており、家庭、学校、企業、関係団体及び地域と連携・協力し、様々な人権問題や社会情勢の変化に伴うLGBTQなどの新たな人権問題について、啓発活動を通じた人権尊重の普及・啓発に取り組むとしています。

個別計画では、2020（令和2）年に「第2期大川市子ども・子育て応援プラン（2020年度～2024年度）」、2021（令和3）年に「第3次大川市男女共同参画計画（2021年度～2030年度）」や、「第3次大川市障がい者基本計画（2021年度～2026年度）」、「第9期大川市長寿社会対策総合計画（2021年度～2023年度）」が策定され、それぞれの計画に基づいて施策が進められています。

また、2020（令和2）年には、部落差別解消推進法や障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法などの法整備を踏まえ、本市においては「大川市人権擁護に関する条例」の一部改正を行い、「大川市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」として新たに施行し、相談体制の充実に取り組んでいます。

近年は、大規模な自然災害や感染症等に関連し、新たな人権問題も顕在化しています。このため、これまでの活動を継続しながら、時代に応じた柔軟な取組の姿勢が必要であることを認識し、あらゆる分野で人権教育・啓発を推進していくことが求められています。

第3章 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発については、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

この規定から「福岡県人権教育・啓発基本指針」では「人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く県民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものである」と整理されています。

本市の人権教育・啓発の推進にあたっては、さまざまな人権問題の課題を踏まえた上で、総合的・効果的な内容や手法により行う必要があります。

1 人権教育

（1）就学前における人権教育

【現状と課題】

乳幼児期は、心身の成長・発達が極めて盛んであり、心豊かに伸びていく大切な時期です。

この時期の人間形成の基礎づくりにおいては、子どもの人権感覚の芽生えを育み、「生きる力」を培うとともに、お互いの違いを認め合い、その違いを個性として尊重することなどを理解させることが重要です。

さらに、乳幼児の発達段階を踏まえつつ、保育士や幼稚園教諭等が乳幼児期の人権感覚をはじめ、道徳性の芽を伸ばし育てるための適正な働きかけをしていくことが必要です。

また、人権を基盤に据えた教育を行っていくためには、保育士や幼稚園教諭等が同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、自らの人権感覚を高めることが必要です。

しかし、少子高齢化や急速な核家族化の進展などにより、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、子育てをする保護者の環境は大きく変わってきており、子育てに対する不安を相談する相手を見つけることができずに保護者が孤立し、その結果、児童虐待等につながるケースもあります。

また、大人たちの不適切な行動や発言、価値観に影響される子どももおり、子どもの安心できる居場所づくりと豊かな人間性を育むためにも、就学前の子どもに関わる大人の学びが重要になっています。

【施策の基本方向】

就学前教育においては、豊かな心や想像力、健全な生活を営む態度など、生涯にわたる人

格形成の基礎となる「生きる力」や「ともに生きる力」を身につけた子どもを育てるため、総合的な幼児教育の充実を推進します。

また、乳児家庭訪問や母乳育児相談など各種子育て支援事業の実施により、育児相談や子育て指導等を通して乳幼児をもつ保護者の子育てに対する不安を少なくする取組を進めていきます。

① 乳幼児に関わる大人の学びの充実

- 認定こども園や保育所などの幼児教育関係者や行政機関において、乳幼児期の子どもを取り巻く人権課題について正しい理解と認識を深めるための研修会を行います。

② 子育て支援施策の充実

- 子育て支援総合施設（モックランド）を地域の子育て支援拠点施設として、乳幼児の子育てを行っている保護者とその幼児が自由に集い、交流できる集いの広場の設備の充実を図り、子育てに関する相談を受け、子育ての悩みや不安を解消するとともに、子育て教室等を行うことで、保護者の子育てに関する知識及び育児能力の向上を支援します。
- 保育所・認定こども園・子育てサークル・その他関係機関との連携を密にし、子育て情報を収集し、その発信に努めます。

（２）学校教育における人権教育

【現状と課題】

学校教育においては、さまざまな教育活動の中で、人権教育が組織的かつ計画的に推進できるよう努めてきました。

本市では、2020（令和2）年に策定した「第2期大川市教育振興計画～『未来へつながる、人がつながるまち おおかわ』の教育～」に基づき、特別の教科 道徳を要として、体験活動、多様な表現や鑑賞の活動などの教育活動全体を通して、一人ひとりの違いを尊重しつつ、自ら考える力や豊かな心を育む中で、命を大切にすることや、自分を大切にするとともに他人も大切に、認めることができるように、人権についての知識と理解と人権感覚の涵養をめざした教育に取り組んできました。

特に、児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習環境づくり」（一人ひとりが大切にされる授業・互いのよさや可能性を發揮できる取組）や、「人間関係づくり」（互いのよさや可能性を認めあえる仲間）と「環境づくり」（安心して過ごせる学校・教室）が一体となった、学校全体としての取組を大切に進めているところです。

しかしながら、パソコンやスマートフォン等の普及により、インターネット上の差別的な書き込み、いじめの問題や規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題が明らかとなっています。加えて、インターネット上の不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が日常的に触れる機会があるなど新たな課題も生じています。

【施策の基本方向】

学校教育においては、各学校の実態に応じて、人権尊重の視点に立った学校経営に努めるとともに、研修を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念等についての十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。

さらに、子どもたちの自己肯定感の育成や人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識・態度・実践的な行動力等の資質・能力の育成を図ります。

また、教育を受ける権利を保障することそのものが人権であるという認識に立ち、すべての児童生徒の学力と進路の保障に努めます。

① 豊かな人権感覚の育成

- 児童生徒の人権尊重の精神の育成と、道徳的判断力・実践意欲・態度の向上のため、道徳教育や歴史・文化の体験活動をはじめとした教育活動全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」に取り組み、一人ひとりの児童生徒が、自分が大切にされていると実感できる学校づくりを推進します。
- 各種学力調査の集約と分析を行い、生活習慣等から見えてくる児童生徒の生活課題を踏まえ、課題解決のための豊かな心の育成プランを作成し、道徳教育の一層の充実を図ります。

（3）社会教育における人権教育

【現状と課題】

社会教育においては、生涯学習の視点から市民の学習ニーズに対応する講演会の開催や学習機会を提供してきました。具体的には、毎年12月の人権週間にあわせて開催する市民向けの「大川市人権週間講演会」や、各校区コミュニティ協議会等と連携を図りながら「人権講演会」の充実を図ってまいりました。同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に関する問題をテーマに据えて、内容についても体験型の手法を取り入れるなど、創意工夫した取組を行っています。

「市民意識調査」によると人権問題への関心の程度については、全体の65.9%が「非常に関心がある」(12.0%)「少し関心がある」(53.9%)と回答している一方で、3割以上の市民が「あまり関心がない」(25.2%)「ほとんど・全く関心がない」(6.0%)と回答しています。

また、「大川市人権週間講演会」への参加経験は、全体の7割弱の市民が「参加したことはない」(69.4%)と回答していて、講演会に関する広報や開催方法のあり方など、参加を促すための今後の対策が求められます。

【施策の基本方向】

人権のまちづくりを推進するためには、地域に根差したきめ細やかな取組が必要です。そのため市民に身近な場所で、日常生活で起こる身近な問題や社会的な関心が高まっている問題をテーマとすることで、参加者の学習意欲を高め、自分自身の問題として関心を持って参

加してもらえよう、さらなる工夫が必要です。

① 家庭教育に対する支援

- 家庭や身近な地域における人間関係の中でも人権意識は育まれることから、それぞれの家庭の日常生活のあらゆる場面において、調和のとれた心を育むことができるような家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

② 学習機会の充実

- 社会教育施設を中心として、人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、人権問題に対する感性や人権感覚を育むため、市民に配布している人権啓発パンフレットの充実を図り、家庭・地域における人権教育・啓発を推進します。

2 人権啓発

(1) 市民に対する人権啓発

【現状と課題】

依然として様々な差別事象が存在しているのが現状で、特に情報化の進展に伴い、電子掲示板やホームページ、SNS等における個人への誹謗・中傷や人権を否定する情報が書き込まれるなど、インターネット社会における人権侵害が問題となっています。

県では、福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）や、福岡県男女共同参画センター（あすばる）、福岡県人権啓発情報センター（ヒューマン・アルカディア）において、各施設の機能を生かし、地域福祉の向上、男女共同参画社会の形成や人権意識の高揚を目指して、講演会や特別展などの様々な啓発活動に取り組まれています。

本市では「同和問題啓発強調月間」（7月）や「人権週間」（12月4日～10日）を中心に、街頭啓発、講演会、広報紙やホームページでの啓発・情報提供、啓発パネル展、人権啓発冊子の配布等を通して、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障がいのある人、北朝鮮当局による拉致問題など、様々な人権問題に関する啓発に努めています。

市民意識調査によると、「根拠のない悪い噂、他人からの悪口、かげ口」（23.2%）、「仲間はずれ、嫌がらせ」（16.3%）などの経験があると回答しており、人権を侵害する行為は少なからず存在していることが分かります。また、人権を侵害されたときの対応については、「特に何もしなかった」（37.1%）が最も多い一方、それ以外では「家族や親類に相談した」（31.8%）、「友人や先輩に相談した」（31.5%）など家庭内や身近な相手への相談にとどまっており、人権侵害が表面化しにくい状況にあるといえます。

【施策の基本方向】

市民一人ひとりが、様々な人権問題に対する正しい認識を深め、自分の人権と同様に他の人々の人権を尊重する人権の共存の視点で、啓発活動を推進します。

さらに、市民が人権問題に直面したときに、問題の解決に向けて適切な対応が図られるよう、行政の各相談窓口に関する周知と、関係各課、関係機関の連携、相談体制の充実といった取組を進めます。

① 関係団体等と連携した啓発の推進

- 「同和問題啓発強調月間」や「人権週間」、「社会を明るくする運動強調月間」、「障害者週間」等において、人権擁護委員や保護司会などの市民団体、学校、企業と連携した取組を行います。

② 各媒体を活用した啓発の推進

- 広報紙や啓発冊子などの紙媒体や、市ホームページ、LINEなどのインターネット媒体を活用しながら、人権に関連する「強調月間」や「週間」における取組、人権相談などの各

種相談窓口や支援機関の案内、講座・イベント情報などの内容を広く発信します。

(2) 企業における人権啓発

【現状と課題】

企業は、社会の一員として、顧客・従業員・株主・地域住民・社会一般に対する社会的責任を負っており、人権の視点で企業活動を行っていくことが求められています。

1999（平成11）年に改正された職業安定法に基づき、「労働者の募集に関する指針」が示され、社会的差別の原因となる求職者等の個人情報の収集禁止や新規高等学校卒業予定者の採用選考の際の全国高等学校統一用紙の使用等が明記されました。

企業は、本人に責任のない事項や本人の適性・能力以外のことを採用基準とせず、また不適正な募集、応募書類の使用や身元調査などが就職差別につながるおそれがあるということをも十分認識し、公正な採用選考システムの確立を図る必要があります。

また、近年では、賃金や処遇面での男女の均等な待遇確保の問題や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、高齢者・障がいのある人・外国人労働者の雇用における差別、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の推進等、従業員の人権を保障する上で様々な課題も出てきています。

しかし、市民意識調査によると、職場での研修への参加状況は、全体の6割弱が「参加したことはない」（59.6%）と回答しており、「参加したことがある」（20.3%）は2割にとどまっていることから、企業における人権教育・啓発活動は十分とは言えない状況にあります。

【施策の基本方向】

企業は、人権尊重の立場に立ち、自主的に従業員に対する研修を推進し、職場内からあらゆる差別を根絶するための努力を行う責任があります。企業で働く一人ひとりが能力を十分に発揮し、生き生きと働ける職場を実現するには、すべての従業員の人権が尊重されることが必要です。そのため、企業における人権意識の高揚が図られるよう、啓発資料の提供などを通して企業における人権教育・啓発事業が充実するよう支援に努めます。

① 企業等と連携した啓発の推進

- 「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」等における啓発活動や講演会等への参加を呼びかけるとともに、商工会議所と連携し、企業が社会的責任をさらに自覚し人権尊重の意識の高い職場づくりが進むよう、事業主や従業員に対する啓発資料、啓発教材の情報提供など企業内の人権教育・啓発の充実を図ります。

3 特定職業従事者に対する取組

人権教育・啓発の推進に当たっては、社会のあらゆる人々を対象に、あらゆる機会を通して実施していく必要があります。「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、市職員、教職員、福祉関係者、医療関係者、マスメディア関係者等（特定職業従事者）を掲げ、これらの者に対して、人権尊重の精神を養うための研修を重点的に実施することを求めています。

これら特定職業従事者については、その職務の性質上、特に人権への配慮が必要とされ、住民から信頼されることが何よりも重要であることから、これまでも各職場や関係機関等において様々な研修が実施されており、今後も一層の充実を図ります。

その際、人権尊重の理念についての認識を高め、きめ細かな人権感覚と実践力が身に付けられるよう内容や手法を工夫し、職種や職務に応じた研修を実施します。

また、各職場や関係機関等による研修が充実したものとなるよう、情報の提供や講師の紹介等についても積極的な支援に努めます。

(1) 市職員

全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重の視点に立って行政を進めていくことが求められており、豊かな人権感覚を身につけた市職員等が、人権に配慮した行政を推進することによって、真の市民サービスの提供が行われます。

そのため、本市においては、職員の人権意識の向上を図るために、新規採用職員から管理職に至るまで、すべての職員に対する人権・同和問題研修を実施しています。

しかし、市職員を対象とした意識調査で人権問題にどの程度関心があるか尋ねたところ、全体のうち約2割が「関心がない」（20.6%）と回答しており、特に、50代以上の9.5%に比べて30代では34%と若年層の人権意識が低い状況にあります。

今後も、すべての職員が人権・同和問題に関する正しい理解と認識を深めるとともに、行政の責務を自覚し、人権尊重の視点に立って職務を遂行することができるよう、各職場における体系的な、日常業務に即した人権研修を推進します。

(2) 教職員

学校教育における人権教育の現状に関しては、文部科学省より出された「人権教育の指導方法等の在り方」（第三次とりまとめ）の中で「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていない等指導方法の問題や教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めています。

そのため、本市においては、保育所・認定こども園・学校における人権・同和教育の研究推進を目的として、教職員を対象とした、全体研修会や中学校区単位での実践交流会などを

開催しています。

今後、21世紀を担う子どもたちの人権尊重の心と態度を育成し、学校における人権・同和教育の推進を図るためには、まず教育活動に携わるすべての者が学校教育の現状や課題を十分に理解し、幅広い人権研修等を通して、豊かな人権感覚を育成し、科学的認識にたつて真に差別をなくしていく意志と実践力を身につけ、人権・同和問題の課題解決に努めていくことが重要であり、今後とも積極的な取組を行います。

(3) 福祉関係者

社会福祉協議会職員、社会福祉施設の職員、民生委員・児童委員、その他福祉に関する事業に従事する人は、高齢者、子ども、障がいのある人等への支援に直接携わり、個人のプライバシーに関わる情報を扱うことが多く、個人の人格の尊重と秘密の保持及び公平な処遇の確保等きめ細やかな配慮が求められるため、高い倫理観や人権感覚を有する必要があります。

そのため、福祉関係者に対し自主的な研修の実施を働きかけるとともに、様々な研修会・講演会への参加を促進するなど、人権尊重意識の高揚に努めます。

(4) 保健・医療関係者

医療機関等において診療業務に従事する医師や看護師等の医療関係者は、様々な人たちの健康問題等に関しての相談を受け、また、訪問指導などを行う保健師等は、市民の健康と生命を守ることを使命とし、個人の生活に深い関わりを持つ業務を担っています。

したがって、保健・医療関係者すべてが、人権問題を正しく理解し、認識を深め、患者等を個人として尊重するとともに、プライバシーへの配慮や相談内容等の個人情報の保護に努めるなど、人権に関してきめ細やかな配慮を行う必要があります。

このため、医療関係者の人権尊重意識の高揚が図られるよう、研修会の開催を働きかけるなど自主的な人権教育の取組を推進します。

(5) マスメディア関係者

高度情報化社会の進展が著しい今日、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネットなどのマスメディアからの情報が世論形成に及ぼす影響力は極めて大きく、人々の価値判断や意識を形成するうえで重要な責務があります。

また、事件等の報道では、関係者の名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりするおそれがあります。

したがって、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道が行われるよう、マスメディアに対して人権に関する情報発信や提供に努めていく必要があります。

第4章 分野別施策の推進

本市では、市民の人権感覚を豊かにし、差別のない「思いやりあふれる心豊かな人権社会」の実現を目指して、人権週間講演会等、さまざまな人権教育・啓発を推進してきました。

今後も、同和問題をはじめとする、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの人権課題に対する取組を推進し、様々な人権問題の解決に向けて市民の正しい理解と認識を深めていく必要があります。

このため、本市では次に掲げる分野別の項目を重点施策と位置付け、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

1 同和問題

【現状】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な社会問題です。国は、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」を受けて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和対策事業を実施しました。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実な成果が見られたところです。一方、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫のもとに推進してきましたが、地域、職場、学校などの場面において、依然として差別事象が発生しており、差別意識の解消には至っていない状況です。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込みや、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布させるなどの問題も発生しています。

福岡県では、国の「人権週間」の取組に加え、県独自の施策として1981（昭和56）年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、街頭啓発や講演会など、市町村と一体となって各種啓発事業を実施しています。

1996（平成8）年には啓発の拠点施設として「福岡県人権啓発情報センター」を設置し、同和問題に関する常設展示や様々な人権問題に関する特別展の開催、講演等を行い、県民への各種啓発に取り組んできました。

また、「部落差別解消推進法」が2016（平成28）年に施行されたことを受け、法に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を2019（平成31）年3月に施行しました。

本市においても、2020（令和2）年、「大川市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」に同様の改正を加え、あらゆる差別を撤廃するために必要な施策の推進と市民啓発の充実に努めています。

一方、教育委員会においても、同和問題に対する教育の果たす役割の重要性から、1994（平

成 6) 年に「大川市学校同和教育研究協議会」(現在：大川市学校人権・同和教育研究協議会)を発足させ、学校及び地域社会における同和教育の推進に努め、翌 1995 (平成 7) 年に「大川市同和教育基本方針」を制定しています。

また、毎年 7 月の同和问题啓発強調月間を中心に、市内商業施設での人権擁護委員・行政・関係機関等による街頭啓発活動や、啓発旗の設置やポスターの掲示、広報紙へ同和问题啓発記事を掲載するなど、同和问题に対する市民の正しい理解と人権尊重意識を高めるための活動を行っています。

【課題】

「市民意識調査」によると「同和问题は、あなたに関係のある問題だと思いますか」という設問に対して、男女いずれも「自分に関係のない問題だと思っている」と考える人が半数以上(男性 71.4%、女性 62.9%)となっており、前回調査でも同様の結果が見られていることから市民の同和问题に対する関心の低さが浮き彫りとなりました。

また、「同和问题の解決をはかるために必要なことは何だと思いますか」という設問に対して、「特にない・わからない」(29.2%)に次いで 2 番目の「人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」(25.8%)と 3 番目の「市民自ら人権について学ぶ場を充実すること」(19.1%)を合わせると 44.9%となり、半数近くが学習の必要性を認めていることがわかります。このことから、改めて市民一人ひとりの問題意識を高めるような、丁寧な人権教育・啓発の取組が求められています。(図 2・3)

また県内では、差別落書き等が継続して発生しており、インターネット上では、同和地区の所在地情報の流布や差別的な書き込みなどの問題が深刻化しています。その他、同和问题に対する誤った意識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」の根絶に向けた取組が必要です。

同和问题は独立して存在する問題ではなく、我が国の人権問題全体に深く関わる問題です。このため、同和问题を人権問題の重要な柱ととらえ、他の人権問題の解決とつなげて、人権教育・啓発をいっそう推進しなければなりません。

行政はもとより市民一人ひとりが同和问题を正しく理解し、認識を深めるとともに、市民・行政・関係団体等がそれぞれの役割を果たして、市全体で問題の解決に向けて取り組むことが大切です。

図 2 同和问题は自分に関係のある問題だと思うか (%)

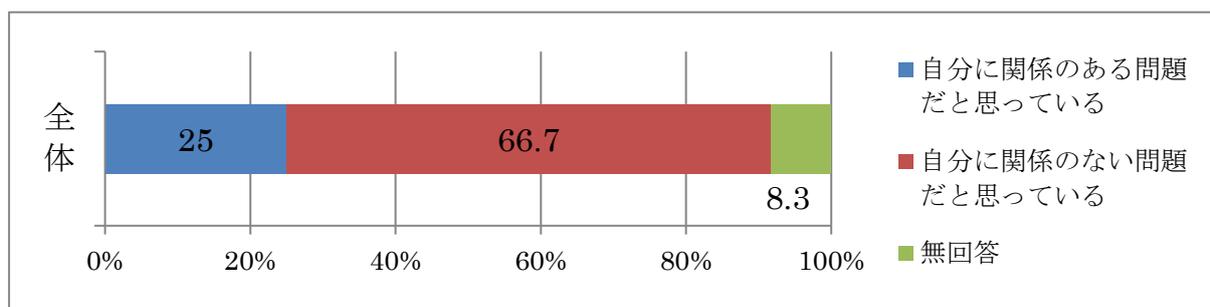
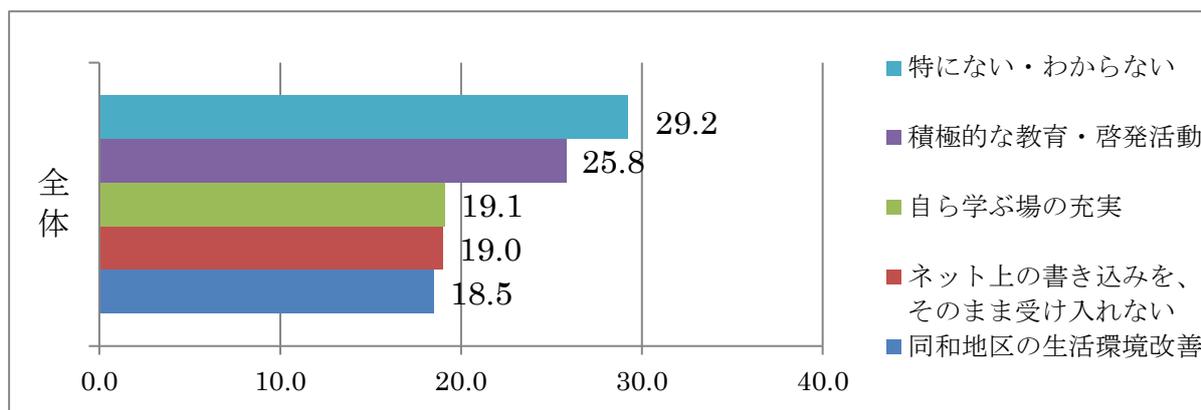


図3 同和問題の解決をはかるために必要なことは何か（上位のみ抜粋）（％）



【施策の基本方向】

市民意識調査の結果から明らかとなった課題や「大川市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」など関係法令の趣旨を踏まえ、教育・啓発を推進するため、以下の取組を行います。

① 同和教育の推進

- 同和問題の解決は、教育における重要な課題であることを認識するとともに、これまでに培われてきた同和教育の成果を踏まえつつ、引き続き諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- 施策の推進に当たっては、学校教育と社会教育が連携・融合し、家庭・学校・地域が一体となり、各種事業や講演会などを効果的に行うとともに、それらの取組を通して同和問題に対する科学的認識にたつて確かな人権意識を培い、差別事象の解消と市民一人ひとりが個性や能力を生かし、自己実現を図ることができる社会の実現を目指した取組を積極的に推進します。
- 学校教育においては、児童生徒の人権意識の高揚を目指して、保・幼・小中学校の連携のもと、全教科・全領域における計画的かつ効果的な人権・同和教育を進めます。その際、同和教育副読本「かがやき」や人権教育学習教材集「あおぞら」、「あおぞら2」などを取り入れた豊かな人権感覚の育成、実践力の向上のための参画型の学習等をさらに工夫していきます。
- 校長を中心とする校内推進組織を確立し、人権・同和教育担当者を設置するとともに、教職員の人権・同和問題に対する正しい認識を培う研修の充実を図り、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。
- 家庭・学校・地域が一体となって学力と進学意欲等の向上を目指し、基礎学力の確保、肯定的な自己認識力の形成、家庭・地域の教育力の向上等に取り組むとともに、効果的指導の在り方を目指した研究指定校事業等（福岡県「人権教育の系統的指導プログラム開発指定校」）〔2012（平成24）年～2014（平成26）年〕を推進することを通して、態度

や実践力が身に付くように、学習内容の工夫・改善等に努めます。

- 効果的な学習を進めるために、知識のみならず、感性や態度・行動に現れるよう体験活動を重視した学習方法の工夫や改善等を進めるとともに、教育資料や、ホームページなどを通して、的確な情報提供に努めます。
- 社会教育においては、教育の出発点となる家庭教育の重要性を認識し、乳幼児期における人権問題に対する土台づくり及び児童生徒に対する正しい人権認識を形成するために、保護者に対する学習機会や情報の提供を行います。
- 人権講演会等において人権・同和問題に関する多様な学習機会を提供します。
さらに、人権・同和教育担当者の研修会などへの積極的な参加を促進し、また、指導者の育成を計画的かつ効果的に行います。

② 市民に対する啓発活動の充実強化

- 国・県・他市町村及び関係団体等との緊密な連携のもと、市民一人ひとりが同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深め、差別の解消に自主的に取り組むことができるよう、積極的な啓発活動に取り組みます。
- 市民に対する啓発活動の充実強化として、同和問題啓発強調月間（7月）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、講演会の開催や街頭啓発活動を行います。特に、市民意識調査の結果から問題意識の希薄化が懸念される若年層を対象とした啓発を推進します。
- 各コミュニティ協議会との連携を密にし、地域に出向き、人権問題の基本的認識を中心とした学びを充実させ、地域住民が人権問題について関心を持てるような「人権講演会」の実施に努めます。また、各コミュニティ協議会が行うさまざまな人権問題に関する講演会に対応できるよう、講師あっせん事業の充実を図ります。
- 啓発担当職員の資質向上や啓発広報の技術向上を図り、地域に根ざしたきめ細かな啓発事業をより一層充実させるため、各種研修会に積極的に参加します。また、法務局、人権擁護委員との情報の共有を図り、連携を強化します。
- 企業において、積極的に啓発活動が行われるよう、関係機関が連携・協力して、事業者や事業者団体に対する啓発指導を行うとともに、指導者の養成と資質の向上を図ります。また、啓発資料の作成、提供等を通して、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

2 女性に関する問題

【現状】

女性の人権尊重・地位向上を目指した世界的な動きは、1975（昭和 50）年の「国際婦人年」に始まり、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画の形成に向けた動きへとつながってきました。

国においては、1994（平成 6）年に男女共同参画推進本部が設置され、1996（平成 8）年に「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成 12）年には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などの男女共同参画社会に向けた法律や制度の整備が図られ、これに伴い女性の就業者数は増加し、就業者全体に占める女性の割合も着実に増加しています。

福岡県では、2019（平成 31）年に性暴力の根絶及び被害者の支援に関する「福岡県性暴力根絶条例」を制定し、さらに 2021（令和 3）年に「第 5 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

男女共同参画社会推進に向けた法令等が整備され、様々な施策の実施により、30 代女性の就業率が低くなる「M字カーブ」の問題は解消に向かっていますが、一方では配偶者やパートナーからの暴力被害が社会問題となっており、さらに近年では、セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントも顕在化しています。

本市においては、国や福岡県の動きに合わせ、1995（平成 7）年に女性政策の担当部署を設置し、本格的な取組を始めました。2001（平成 13）年には、市長を本部長とする「大川市男女共同参画推進本部」を、2002（平成 14）年には有識者や市民公募委員からなる「大川市男女共同参画推進協議会」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けての推進体制の整備を図ってきました。

2018（平成 30）年には、「大川市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、市の附属機関としての位置づけをもった「大川市男女共同参画審議会」を設置しました。また、同年に女性活躍推進法を踏まえた「女性大活躍推進宣言」を行い、女性管理職比率の目標達成を目指すとともに、2020（令和 2）年には「イクボス宣言」を行い、男性の育児休業取得の推進を図っています。

また、2019（令和元）年に「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」を実施し、翌 2020（令和 2）年、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的・効果的に行って

いくための「第3次大川市男女共同参画計画（2021～2030年）」を策定し、男女が尊重し合い、ともに活躍できる社会の実現を目指して、各種の施策に取り組んでいます。

【課題】

今日の社会環境は、少子高齢化や急速な核家族化の進展・就労形態の変化・国際化・情報の高度化など大きく変化しており、それとともに家庭・職域・地域等における男女の関係も変わりつつあります。

「市民意識調査」によると「女性に関して現在どのような人権上の問題があると思いますか」という設問に対して「男は仕事、女は家庭」等の男女の固定的な役割分担意識を押し付けること、または押し付けられることが40.2%と最も多く、次いで「就職の機会が少ないことや、企業に雇われるとき、賃金、昇給、昇格、職種等の差別を受けること」（37.5%）と続いています。（図4）また、県の意識調査（令和3年度）でも同様の設問において「男女の固定的役割分担意識や行動」と「職場における差別待遇」が半数以上となっていることから、市でも県でも、男女の固定的な役割分担意識と職場における差別待遇について多くの人が問題視していると考えられます。

「男性は仕事、女性は家事、育児」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、性別によって役割を固定的に分ける考え方である固定的性別役割分担意識は、まだ完全には払しょくされておらず、男女共同参画社会を実現するためには、個人の意識改革が重要な課題となっています。

さらに、固定的性別役割分担意識の存在や女性が育児・介護等の大半を担う現実が大きな要因となって、昇給・昇格、役職への登用などに男女間の格差が見られます。仕事と家庭の両立支援策を充実させると同時に、事業主に対し法や制度が守られるよう働きかけを行うことが必要です。

男女共同参画は、男女の生物学的な違いを否定するものではなく、多様な価値観や生き方をお互いに認め合うとするものであるという正しい知識の啓発が必要です。現在は、広報紙や各種講演会などを通じ、男女共同参画に関する啓発事業を実施していますが、さらなる推進が必要です。

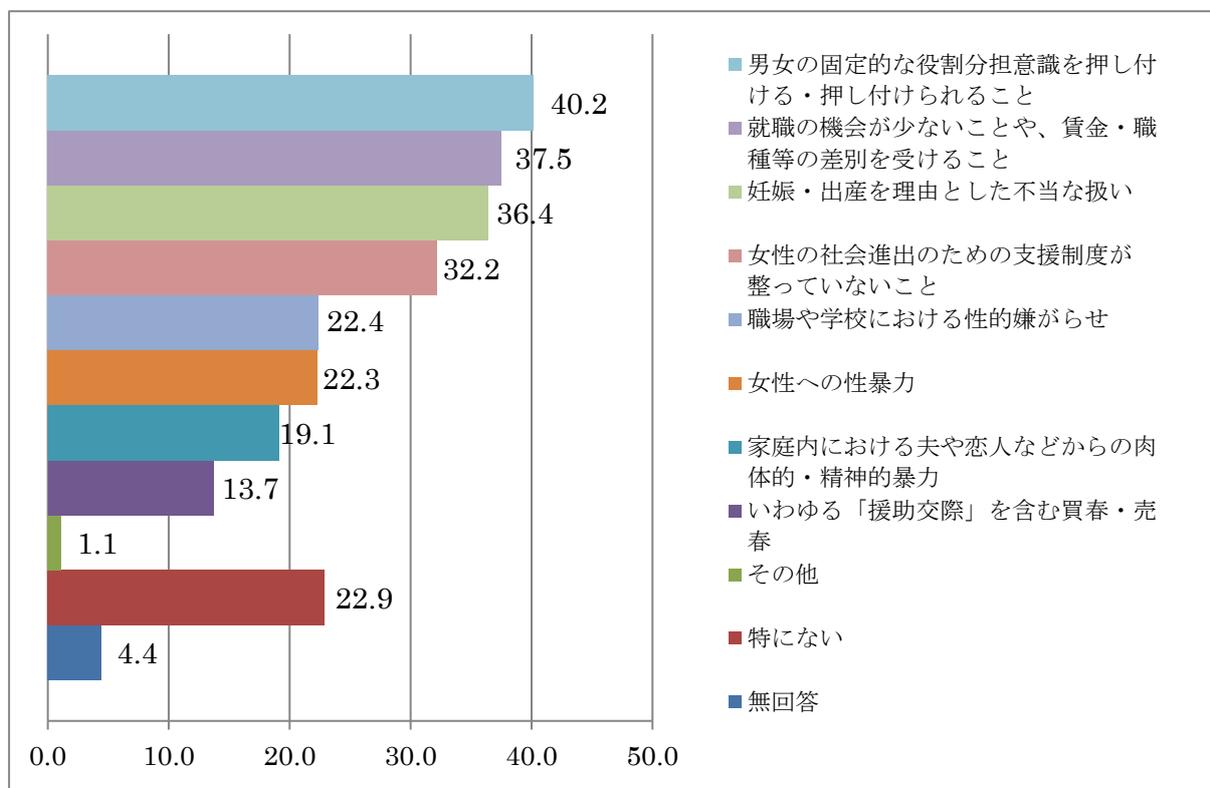
また、本市においては、農漁業や商工業等において多くの場合が自営業を営んでいます。自営業においては、就労の場と家庭が物理的に重なっており、仕事に従事する時間と生活の時間の区分が難しいなど、雇用の場とは違った問題が存在しています。

さらに、近年の人権意識の高まりにより、女性の人権を著しく侵害する家庭内における配偶者やパートナーなどからの身体的・精神的暴力等（ドメスティック・バイオレンス：DV）が顕在化しています。このため、国において令和5年5月に配偶者暴力防止法の改正がなされました。本市においてもDVに対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の周知など防止対策に取り組むとともに、被害者の保護や自立のための支援に力を入れていく必要があります。

また、職場や学校における性的嫌がらせ等（セクシュアル・ハラスメント：セクハラ）、ストーーカー行為、女性への性暴力など、人権を無視した行為についても対策に取り組んでいく

必要があります。

図4 女性に関して現在どのような人権上の問題があると思うか (%)



【施策の基本方向】

男女の本質的な平等と個人の人権の尊重を基本とし、「大川市男女共同参画計画」に基づく男女の人権の尊重・擁護や男女共同参画社会実現のための広報・啓発や取組を推進します。

① 男女がともに参画するための社会づくりの推進

- 一人ひとりが自らの固定的性別役割分担意識に気づき、その解消を図るとともに、男女共同参画の必要性についての理解を深め、男女共同参画意識を持つことで、社会全体の意識改革につながるよう、さまざまな機会を捉えて人権教育・啓発活動を行います。
- 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができるよう、政策・方針決定の場への女性の参画を図るとともに、男女共同参画意識の浸透のための啓発を推進します。

② 男女がともに参画するための労働環境の推進

- 性別によらない個人の能力に基づく労働条件の整備等を進め、男女がともに個性や能力を活かしながら充実した職業生活を送るとともに、仕事と家事・子育てや地域生活等との両立ができる働きやすい労働環境づくりを推進するため、男女が職場で能力を発揮できるように、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の遵守について、事業所への啓発を図ります。

また、出産や子育て中の就業を継続できるよう、事業所に対して育児・介護休業法の遵守・活用についての啓発を図ります。

- 自営業においては、経営等の方針決定の場にも、男女が対等に参画できるように女性が知識や技術を身につける場の提供や自立のための支援などにも取り組みます。また、農業においては家族経営協定に関する説明会を行うなど、家族経営協定の普及に努めます。

③ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

- DV、セクハラ、ストーカー行為等による被害女性の人権を尊重しながら、法律等に基づいた適切な対応を図るとともに、被害女性の人権を守る観点から、女性に対する暴力防止に関する理解の促進を図り、社会的認知を広げるための啓発を推進します。
- 関係機関等と連携強化を図りながら、配偶者からの暴力防止対策及び被害者保護対策を推進します。さらに、被害者からの相談に適切に対応できるように相談業務の充実を図ります。

④ 男女共同参画教育の充実

- 人間形成の基礎が行われる幼児期に、男女がともに、協力することやお互いを思いやることの大切さを教えるなど、男女共同参画の視点に立った就学前教育を推進します。
- 学校教育において、家庭科や道徳の教育だけでなく、日常的な学校生活のあらゆる場面において、男女共同参画に立った指導を行います。また、発達段階に応じて性に関する教育を行い、性差に対する正しい認識を促すために体系的な取組を図ります。
- 家庭において、未来を担う子どもたちが将来にわたって、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女の性差を正しく理解し、互いを尊重できるような人権教育や男女共同参画教育を進めるとともに、性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力を生かすことのできる教育環境を整えるための取組を推進します。



3 子どもに関する問題

【現状】

子どもは、人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいく必要があります。

国は、日本国憲法の理念に基づき、1947（昭和22）年に「児童福祉法」を、1951（昭和26）年には「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。

また、1994（平成6）年には「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童の最善の利益が主として考慮される」という条約の精神に沿って、1998（平成10）年に「児童福祉法」を改正しました。1999（平成11）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000（平成12）年には、「児童虐待の防止等に関する法律」、2013（平成25）年には、「いじめ防止対策推進法」を制定し、さらに2017（平成29）年には、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するなど関係法令等を整備してきました。

子どもの人権尊重の動きが進む一方、虐待、いじめ、体罰などの子どもの人権侵害が深刻化しており、子どもが被害者となる事件や自殺等が社会問題化しています。また、覚せい剤や大麻等の薬物乱用、有害情報の氾濫や性の商品化といった子どもの心身をむしばむ社会現象もみられます。

福岡県では、1995（平成7）年「福岡県青少年健全育成条例」を制定し、青少年の健全な成長を阻害する行為の防止に取り組み、青少年の健全な育成を図ってきました。また、2007（平成19）年には、福岡県要保護児童対策地域協議会を設置し、市町村や学校、警察等の関係機関と連携しながら、児童虐待防止施策を推進してきました。

また、いじめや体罰をはじめとした子どもに対する人権侵害の問題を解決するため、人権についての教育活動を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家との連携・協力や学校への配置を拡充するなど、子どもからの相談体制の充実等に努めてきました。

さらに、2020（令和2）年には「福岡県社会的養育推進計画」、2022（令和4）年には新たな「福岡県青少年健全育成総合計画」が定められています。

本市においては、1986（昭和61）年に「大川市青少年育成市民会議」を設置し、市・教育委員会・市議会・学校・PTA・公民館・警察など市内の関係機関が連携・協力し、地域ぐるみで子どもたちを見つめ、育てていく取組を行っています。

また、次世代を担うすべての子どもたちが健やかに育成されるよう、子育て家庭をまち全体で温かく見守り、子どもとともに、親の成長や学習を応援し、地域において安全に安心して生み育てていける環境を整備することを基本理念とし、「地域とともに 親も子も育つまち おおかわ」の実現に向けて、「第2期大川市子ども・子育て応援プラン」〔2020（令和2）年～2024（令和6）年〕を策定しています。

【課題】

少子化や核家族化、都市化の進行により、家庭・地域における子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

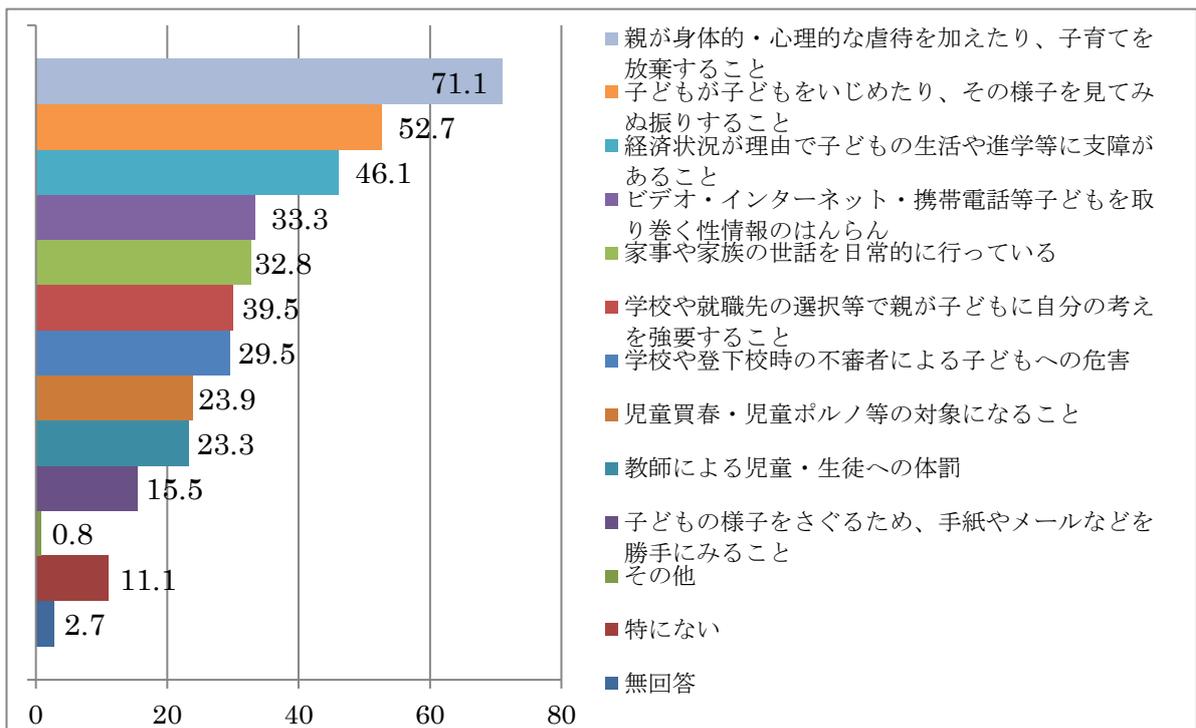
このような中、子どもに豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他者を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことが求められています。また、子どもが自立した社会生活を営む上での基礎となり、よりよい社会を形成していく素地となる、豊かな情操、自尊感情、規範意識、社会性の育成も求められています。

子どもは、大人から庇護されるばかりでなく、権利の主体であって、自ら考え、行動しながら人格を形成していく存在であり、その成長発達を見守ることは、保護者だけでなく社会の責任です。

このため、子育て支援体制の整備、地域ぐるみで子どもを育てる環境や家庭の教育力の向上など、子どもが健やかに育まれる環境づくりを通して、人権意識の高揚と人権教育の推進を図っていく必要があります。

「市民意識調査」によると「あなたは、子どもに関して現在どのような人権上の問題があると思いますか」という設問に対しては、前回調査と同様、「親が子どもに身体的・心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄すること」が71.1%と最も多く、次いで「子どもが子どもをいじめたり、その様子を見て見ぬ振りすること」(52.7%)と続いており、虐待やいじめに関する意識が高いと考えられます。また、3番目に割合の高い「家庭の経済状況が理由で子どもの生活や進学等に支障があること(子どもの貧困)」(46.1%)という問題については、子どもの学ぶ権利を保障するための支援策の充実が求められています。(図5)

図5 子どもに関して現在どのような人権上の問題があると思うか(%)



【施策の基本方向】

地域と連携した青少年健全育成の推進、子育て支援の充実を図ります。

① 子どもの人権が尊重される社会づくり

- 社会全体が、子どもの人権を尊重し、子どもが健やかに育ち、成長・発達することの大切さを改めて認識することが必要です。

このため、「児童の権利に関する条約」の趣旨について理解を深めるよう、さまざまな広報媒体などを活用し、広報・啓発を行います。

- 児童虐待、いじめ、不登校、体罰や非行等の予防・解決に向けて、教育・保健・医療・福祉等の関係機関及び団体との連携の強化を図り、地域全体で子どもを育てる体制を整備します。

② 心豊かに育つ環境づくり

- 学校の教育活動を通して児童生徒の人権意識の高揚と定着を図るとともに、家庭・学校・地域等が連携・協力して、生命の大切さ、正義感や倫理観、他人への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者との交流など、さまざまな体験の機会を通して心の教育を推進します。

- 「職場体験」、「思春期ふれあい体験」や「妊婦体験」などにおける中学生と乳幼児との交流などにより、次世代の親の育成を図ります。

- インターネット利用時のマナーやルールなど、メディアリテラシー（情報媒体の活用能力）に関する教育や啓発に努めます。

③ 子育て支援の環境整備

- モックランドを中心に、子育てに関する不安・悩みの解消や、子育ての負担の軽減等に努め、子どもが健やかに育つことができる環境を整備します。

- 子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待など、さまざまな問題についての相談機関の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員等による相談の充実を図ります。

- 児童虐待については未然防止、早期発見・早期対応が重要であるため、適切かつ、速やかな対応ができるよう、「大川市要保護児童対策地域協議会」を中心として、民生委員児童委員・保育所・認定こども園・学校・児童相談所及び関係機関等との連携の強化に努めます。

- 子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を促進するため、保護者の多様なニーズに応える保育サービスの充実を図ります。

さらに、保育所・認定こども園や子育てサークル、その他関係機関との連携を密にし、子育て情報を収集し、その発信に努めます。

- 人権を大切に作る心を育てる教育を行うためには、保育士や幼稚園教諭自身の人権感

覚を豊かにすることが必要であることから、引き続き職員研修の充実を図ります。

④ 乳幼児等の健康教育の推進

- 乳幼児の健康や発達に関する相談・健康教育を実施し、離乳食及び幼児食教育などの食育を推進します。

⑤ 子どもの安全確保

- 危険を回避する能力を高めるため、安全教育の充実に努めるとともに、犯罪などの被害から子どもを守るための「こども110番の家」、「こども見守り隊」、青色回転灯装備車の巡回パトロールなど、地域における安全確保に向けた活動を支援します。

4 高齢者に関する問題

【現状】

我が国においては、1995（平成7）年に「高齢社会対策基本法」が制定され、同法に基づく「高齢社会対策大綱（1996（平成8）年7月閣議決定）」を基本として、各種の対策が講じられてきました。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度」が2000（平成12）年から施行されました。2017（平成29）年には、県内の介護サービス利用者は制度開始時の3倍を超えるなど、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとして定着しています。

家庭や介護施設などで、高齢者に対する身体的、心理的、経済的虐待、介護や世話の放棄・放任等が深刻になるなか、高齢者の尊厳を保持するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が2006（平成18）年に施行され、地方公共団体は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うこととされています。

この介護保険制度の施行と同じ2000（平成12）年から、判断能力が十分でない方の権利を守るための「成年後見制度」や高齢者が福祉サービスを利用する際のお手伝いや金銭管理のお手伝いを行う「日常生活自立支援事業」が実施されています。

福岡県では、2021（令和3）年度からの「福岡県高齢者保健福祉計画（第9次）」を策定し、高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進しています。さらに、2012（平成24）年に開設された福岡県70歳現役応援センターを中心に、高齢者がそれぞれの意思と能力に応じて、働いたり、ボランティア活動に参加し、活躍し続けることができる「70歳現役社会」の実現に取り組んでいます。

本市においては「大川市長寿社会対策総合計画（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）」を3年ごとに見直し、2021（令和3）年度からの3か年計画を策定し、介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、高齢者福祉事業の充実をはじめ、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなど、諸施策の展開により目指すべき長寿社会の構築を図っています。

【課題】

令和4年版高齢社会白書によると、2022（令和4）年10月1日現在、総人口に占める65歳以上人口の割合を示す、高齢化率は28.9%となっています。今後、総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇を続け、2037（令和19）年には33.3%となり、3人に1人が高齢者となると予想されます。また、総人口に占める75歳以上人口の割合も上昇を続け、2065（令和47）年には25.5%となり、3.9人に1人が75歳以上の高齢者となると推計されています。

急速に少子高齢化が進む中、「働きたい」「社会貢献をしたい」という高齢者が活躍できる社会をつくるとともに、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できる社会づくりが必要です。

しかしながら、就労の意志と能力があるにもかかわらず、高齢のみをもって就労の機会が

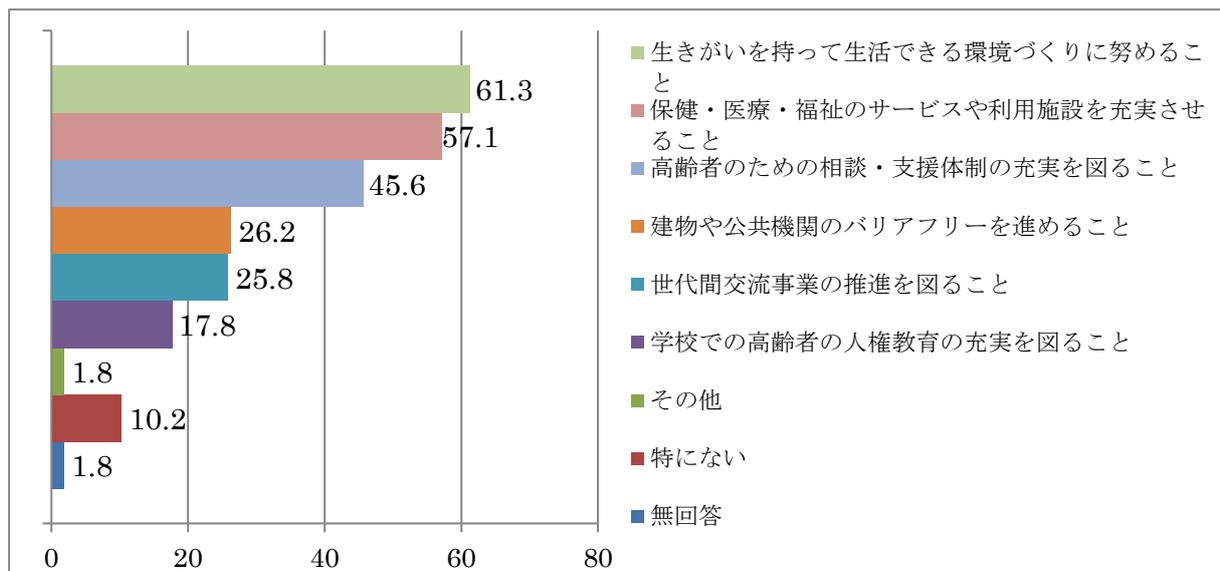
確保されず、結果として社会参加や自己実現の権利が十分に保障されないといった問題や、高齢により心身機能が衰え、介護が必要となった場合に、人格やプライバシーを無視された処遇を受けたり、身体を拘束されたりするなど、高齢者の「人間としての尊厳」が脅かされる状況があります。

その他、高齢者を対象とした悪質商法や振り込め詐欺による被害が増加するとともに、判断能力が十分でない認知症高齢者の財産管理の問題も生じてきています。

「市民意識調査」によると「高齢者の人権を守るために必要なことは何だと思えますか」との設問に対して、前回調査と同様に「生きがいを持って生活できる環境づくりに努めること」が61.3%と最も多く、次いで「保健、医療、福祉のサービスや利用施設を充実させること」(57.1%)、「高齢者のための相談、支援体制の充実を図ること」(45.6%)と続いており、基本的人権の主体として、高齢者が生きがいを持って可能な限り自立した快適な生活が送れるよう、高齢者に対する身体的・精神的虐待や財産権の侵害等、さまざまな問題から高齢者を保護するための施策の推進とともに、一層の人権教育・啓発に取り組む必要があります。

(図6)

図6 高齢者の人権を守るために必要なこと (%)



【施策の基本方向】

「大川市長寿社会対策総合計画（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）」に基づく取組の推進を図り、高齢者の経験と知識を生かした社会活動への参加を促進します。

① 高齢者の生きがいづくりの推進

- これまでに培った知識や技術、経験を活かした就業、高齢者の意欲、能力に応じた多様な雇用、就業機会の確保のために、シルバー人材センターの支援、高齢者の派遣事業などを推進します。
- 高齢者の「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」といった社会参加を促進する

ため、学び・つどいの場としての教室の開催や、趣味やスポーツ活動の充実、老人クラブの活動や「ゆうゆう会」事業の支援に取り組みます。

② 安心して暮らせるまちづくりの推進

- 高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」において、悩みごとなどに総合的に対応するとともに、県保健福祉環境事務所、大川三瀨医師会、大川市社会福祉協議会等と緊密な連携・協力を図り、保健・医療・福祉等の相談支援体制の充実に努めます。
- 介護や支援の必要な高齢者が必要かつ適切なサービスを利用できるように、相談体制の充実、情報の提供体制の整備を図るとともに、高齢者が人としての尊厳を保ちながらさまざまなサービスを利用できる環境づくりを推進します。
- 民生委員児童委員、老人クラブ、地域で活躍するボランティア等の関係団体との連携・協力を図り、一人暮らし高齢者等の見守り、安否確認を行うなど、地域で高齢者を支える体制の整備を図ります。
- 安全で快適な生活環境づくりのため、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共建築物、公共交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を促進し、高齢者が安全かつ円滑に移動できるまちづくりを推進します。

③ 啓発活動・福祉教育の推進

- 高齢者福祉に対する理解と関心を深めるため、老人の日を中心とした「老人週間」（9月15日～21日）の行事を開催するなど広く市民の敬老意識の高揚を図ります。
- 学校教育において、各教科、道徳、総合的な学習の時間を通して、高齢者に対する尊敬、感謝の心を育むとともに、高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流事業の機会を充実します。
- 高齢者の介護や援助活動に関わる職員や家族に対して高齢者の人権に関する教育・啓発の推進に努めます。

④ 高齢者の権利擁護の推進

- 介護者等による不適切なケア、虐待等の人権侵害や高齢者の判断能力の低下に関する相談を受け、その対応を行います。特に、認知症高齢者などの介護に係る施設の職員やホームヘルパー等の介護職員に対して、高齢者の人権に配慮した介護が行われるよう研修を行います。
- 人権侵害を及ぼす悪質商法等から高齢者を保護するため、福岡県消費生活センター及び市消費生活相談窓口での相談受付や迷惑電話防止機器の貸出しを行うとともに県南地域消費者保護行政連絡会や警察等との連携協力を図ります。
- 判断能力が十分でない認知症高齢者などが、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、「成年後見制度」の活用や福祉サービス手続の援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の利用を促進し、高齢者の権利擁護の取組を進めます。

5 障がいのある人に関する問題

【現状】

障がいや障がいのある人への誤解や偏見、社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加が妨げられている状況があります。

このため、障がい者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を推進し、障がいのある人の権利利益を擁護することを目的に、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

また、「障害者基本法」に2004（平成16）年の改正により明示された「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

雇用分野では、障がいのある人への差別の禁止及び合理的配慮の提供を規定した「改正障害者雇用促進法」が2016（平成28）年に施行され、県内民間企業における2019（令和元）年12月の障がい者雇用数は17,842人、障がい者雇用率は2.12%といずれも過去最高となったものの法定雇用率2.2%は達成できていません。特に、近年は、精神障がいのある求職者や就職者が急増しています。

福岡県では、1995（平成7）年にノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者も社会を構成する一員として、社会・経済・文化などあらゆる分野における「完全参加と平等」の実現を目標に掲げた「福岡県障害者福祉長期計画」を策定しています。

さらに、「障害者差別解消法」の実効性の確保のため、専門相談員の設置や第三者機関による助言・あっせんの仕組み等を定めた「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を2017（平成29）年に制定しました。教育分野においては、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システム構築のため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育の推進を図る中長期的な計画「福岡県特別支援教育推進プラン」を2017（平成29）年に策定し、施策を推進しています。

本市においては、2021（令和3）年に、障害者基本法に基づく「第3次大川市障がい者基本計画」を策定し、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、共に支えあい、生きがいを感じ共に暮らす共生のまち」を基本理念として、障がい者に関する施策を総合的に推進しています。

また、障害者差別解消法の規定に基づき「職員対応要領」を策定するとともに、「大川市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がいを理由とする差別の解消推進に努めています。

【課題】

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加の促進が必要です。

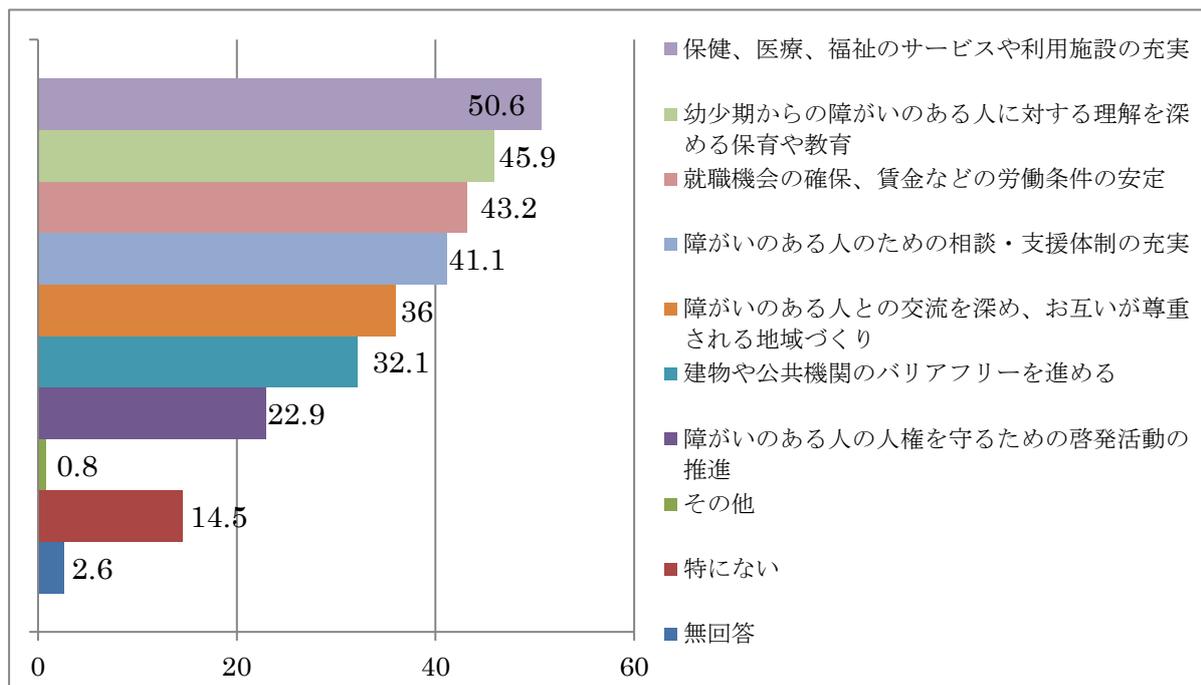
障がいのある人に対する生活支援体制整備が進んだことにより、さまざまな社会参加への取組も活発化し、生活の質の向上への意識も高まってきています。障がいの特性に配慮した身近な相談場所として、大川市障害者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所2か所を設置することともに、大川市障害者虐待防止センターでは虐待に関する相談対応を行っています。

しかしながら、雇用分野や権利擁護の分野、教育分野などで、依然として障がいのある人に対する支援が不十分な面があり、引き続き取組が必要です。

「市民意識調査」によると「障がいのある人の人権を守るために必要なことは何だと思えますか」という設問に対し、最も割合が高いのは前回調査と同様の「保健、医療、福祉のサービスや利用施設を充実させること」で50.6%となっています。

次いで「幼少期からの障がいのある人に対する理解を深める保育や教育を行うこと」(45.9%)、「就職機会の確保、賃金などの労働条件を安定させること」(43.2%)、「障がいのある人のための相談・支援体制の充実を図ること」(41.1%)と続いており、障がいのある人のニーズを的確に把握して、総合的に改善していく必要があります。(図7)

図7 障がいのある人の人権を守るために必要なこと (%)



【施策の基本方向】

「大川市障がい者基本計画」と「大川市障害者自立支援協議会」を中心に取組の推進を図ります。また、広報紙・ホームページなどを活用し、障害者週間などのあらゆる機会を通じて障がいのある人の人権問題啓発の推進に努めます。

① 自立と社会参加の促進

- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、障がい及び障がいのある人への正しい理解に向けた市民啓発の充実を図り、障がいのある人に対する差別の解消に努めるとともに、社会参加に向けた支援に取り組みます。
- 相談体制の充実、各種福祉サービスの情報提供、障がい者スポーツの振興、文化活動への参加促進に取り組みます。
- 公共建築物、公共交通機関、歩行空間などにおけるバリアフリー化と、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援を推進し、障がいのある人に対する「合理的配慮」の提供と、「社会的障壁」の軽減に努めます。
- 障がい者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携し、一般企業への就労や福祉的就労への啓発を図り、障がいのある人の適性や能力に応じた就労・雇用機会の提供に努めます。

② 広報・啓発活動の推進

- 「障害者週間」「発達障害啓発週間」等、さまざまな啓発事業・イベントを通して正しい理解を深めるとともに、障がいのある人の人権が尊重されるよう啓発活動を推進します。

③ 障がいのある子どもの教育・療育の充実

- 障がいのある子どもに対する早期からの相談・支援、就学に係る支援、就学後の適切な教育と必要な支援の提供という一連の流れの中で、保育所・認定こども園・モックランド・学校などの関係機関が連携を図り、継続性のある支援の充実を図ります。
- 障がいの特性と支援の程度に応じて、特別支援学級、通級による指導といった「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において子どもが充実した時間を過ごしつつ「生きる力」を身に付けることのできる教育の充実を図ります。

④ 障がいのある人の権利擁護の推進

- 障害者差別解消法や、障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行うとともに、相談、通報があった場合には県等と連携しながら適切な対応、支援を行います。
- 障がいで判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活できるための「成年後見制度」等の利用促進を図ります。

6 外国人や外国にルーツのある人に関する問題

【現状】

国連は、1965（昭和40）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択し、外国人の人権が尊重される社会の実現に向け、本格的な取組を始めました。

我が国では、1981（昭和56）年に「難民の地位に関する条約」を、翌年には「難民の地位に関する議定書」の締結をするなど、人権に関する国際条約への加入を進め、2004（平成16）年には「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」を批准しています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を行っていると言われた団体によるデモ・街宣活動が各地で起こっており社会問題となったことから、2016（平成28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

福岡県では、日本人と外国人がともに暮らしやすい地域づくりを進めるため、言語や文化、慣習の違いについて相互理解を育む国際理解教育の促進に取り組んでいます。また、外国人が言語や文化の壁を越えて安心して生活できるよう、多言語での情報提供や相談対応のほか、日本語学習の支援を行っています。

本市においては、外国人住民数が2023（令和5）年3月末時点で17か国、384名となっており、今後も、外国人労働者の雇用拡大等を背景に増加すると予想され、私たちが日常生活において外国人と接する機会はより増えると思われれます。さらに、外国人労働者の受け入れに伴い、外国にルーツを持つ子どもの増加も見込まれます。

【課題】

全国的な傾向として、言葉・歴史・民族・文化・生活習慣・価値観等の違いから生じる偏見や地域住民との相互理解不足による誤解やトラブルが発生しています。就労差別やアパートやマンションへの入居拒否、飲食店等への入店拒否など外国人の人権に関わる様々な問題への対応が求められています。

特にヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

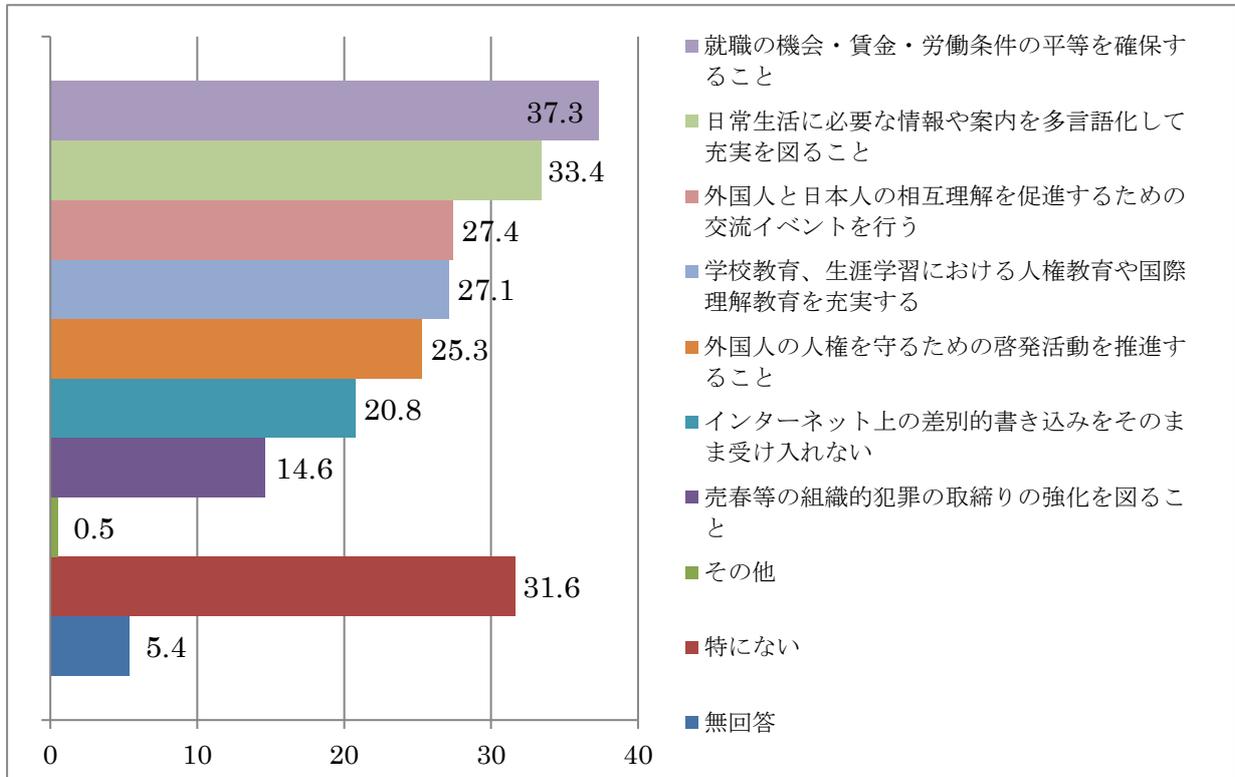
外国人と日本人がともに暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、市民の間に、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。

「市民意識調査」によると「外国人や外国にルーツのある人の人権を守るために必要なことは何だと思えますか。」との設問に対し「就職の機会、賃金、労働条件の平等を確保すること」が37.3%と最も多く、次いで「日常生活に必要な情報や案内を多言語化して充実を図ること」(33.4%)となっており、就労や生活面において、外国人や外国にルーツのある人の視点を持った充実・改善が求められているといえます。

今後さらに歴史的経緯や異なった文化・価値観・生活習慣に対する理解を深め、相互理解

を促進していくために、地域・家庭・学校・職場が連携・協力して人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。(図8)

図8 外国人の人権を守るために必要なこと (%)



【施策の基本方向】

外国人も地域社会をともに構成する大切な一員であることを踏まえ、国籍、民族の違いを問わず、すべての人がお互いの違いを認め合う多文化共生社会を実現する観点から、外国人の人権を尊重し、外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を進めます。

① 国際理解のための啓発や教育の推進

- 広く国際的な視野に立って、外国人の持つ文化や生活習慣等の多様性を理解し、これを受け入れ、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣などにおける多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育むことを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。
- 適正な雇用及び労働環境の整備・促進のため、事業主に対する広報・啓発に努めます。さらに、行政職員・教職員へ多文化共生意識を高める教育・啓発を図ります。
- 学校においては、「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」や「福岡県教育施策実施計画」等を踏まえ、人権尊重の精神を高めるため、児童生徒が人権を

大切にするための知識、態度、実践力を総合的に育成するとともに、家庭や地域と連携した人権教育の充実に努めます。

- 国際化の進展や市内の大学や専門学校の留学生との交流に伴い、次代を担う児童生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、これまでの歴史や文化・習慣の違いを認識しながら、互いの人権を尊重し、認め合ってともに生きていく意識と態度を培うため、国際理解教育を推進します。
- 社会教育においても、「福岡県教育施策実施計画」や「大川市教育振興プログラム」等を踏まえ、市民一人ひとりが人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、家庭・学校・地域等が連携・協力しながら、人権教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための学習機会の提供・拡充に努めます。

② 住みやすい環境づくり

- 地域に暮らす外国人の人権を擁護するために、県や(財)福岡県国際交流センター等との連携によって、外国人が安心して安全な日常生活を送ることができるよう支援する取組を推進します。

7 HIV 感染者・ハンセン病患者等に関する問題

【現状】

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、医療の進歩により、HIVに感染しても早期発見及び早期治療によって、日常生活を送ることが可能になりました。

HIV 感染症・エイズに関する知識は徐々に普及してきましたが、依然として、自分には無関係な一部の人の病気という意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大や HIV 感染者への偏見を助長する一因となっています。

1999（平成 11）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、国は「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定しました。この指針により、国と地方公共団体の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供などの施策が推進されています。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

しかし、ハンセン病療養所入所者の多くは、長期間隔離されたことにより家族や親族等との関係を絶たれ、また、社会における偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、完治後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

2020（令和 2）年には新型コロナウイルス感染症の症例が世界中に広がり、それ以降、社会・経済活動の制限など多大な悪影響を与えています。我が国においても、ウイルスのみにとどまらず感染者に対する不安や恐れから、様々な偏見や差別事例が多発しました。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が 2021（令和 3）年に施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。

本市においては、リーフレットの配布による HIV 感染症の正しい知識の普及啓発や、市報・ホームページ・ポスター掲示による新型コロナウイルス感染症に関連する差別の禁止や人権相談の周知を行い、偏見や差別の解消に努めています。

【課題】

どのような感染症であっても、不確かな情報に基づく不当な差別や偏見、誹謗中傷、プライバシーの侵害等の人権侵害は決して許されず、正しい情報の確認と人権に配慮した行動が求められます。

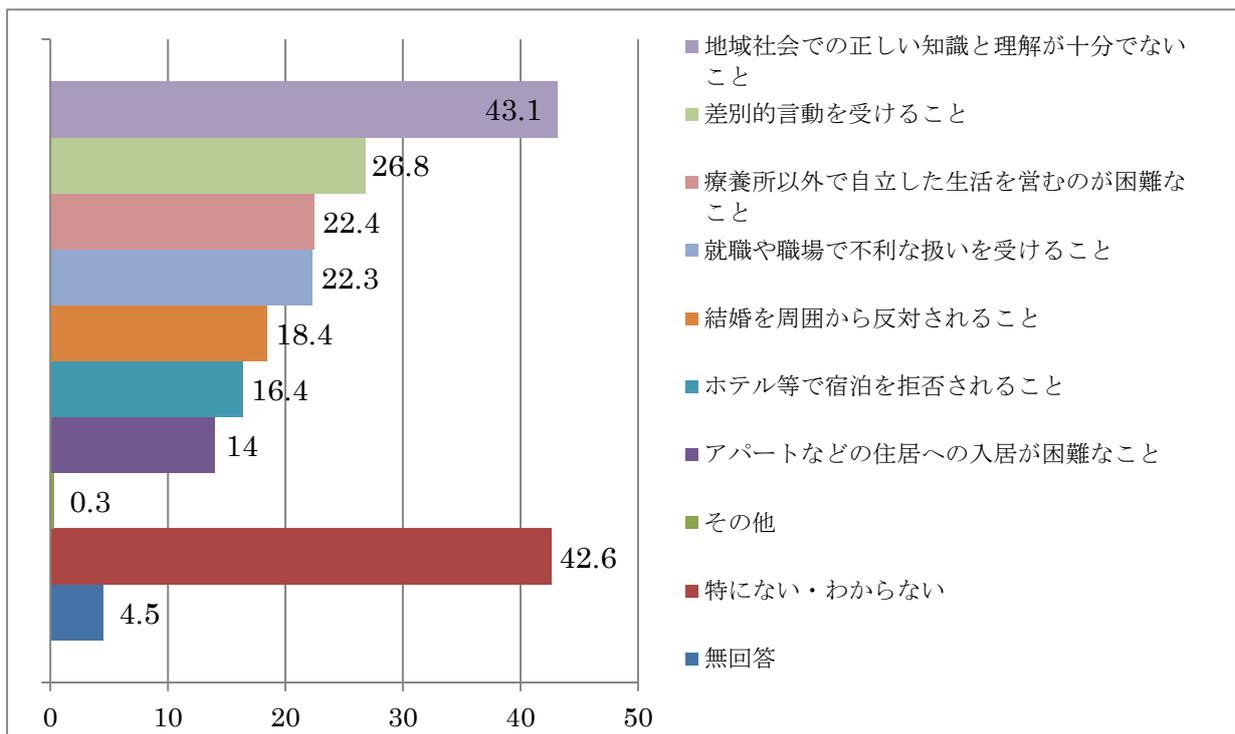
HIV 感染者及びエイズ患者については、若年層から中高年層において増加傾向にあることから、幅広い世代に向けて HIV 検査の受検促進や適切な予防行動をとるための正しい知識の普及啓発を引き続き取り組む必要があります。

また、ハンセン病療養所の入所者の多くは、療養所での生活を続けているため、社会復帰

を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて教育・啓発を行っていくことが必要です。

「市民意識調査」によると「ハンセン病患者・元患者や家族等に関して現在どのような人権上の問題があると思いますか」との設問に対し「地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと」が43.1%で最も多く、次いで「特にない・わからない」(42.6%)、「差別的言動を受けること」(26.8%)となっており、理解や知識を補うことのできる機会を作る必要があるといえます。(図9)

図9 ハンセン病患者・元患者や家族等に関してどのような問題があると思うか (%)



【施策の基本方向】

① 感染者への偏見や差別解消に向けた啓発の推進

- HIV感染者やハンセン病患者・元患者への人権については、正確な知識の普及を図り、偏見や差別の解消を図るため、家庭・学校・地域等のあらゆる場において、リーフレット等を活用するなど、HIV感染症/エイズやハンセン病に対する教育・啓発を推進し、偏見や差別の解消を図ります。

② 感染症等に関する相談・支援

- 感染症等に関する相談については、患者等のプライバシーの保護を図り、法務局や保健所等の関係機関と連携して適切に対応します。

8 犯罪被害者等に関する問題

【現状】

犯罪被害者、その家族又は遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、再び被害にあうのではないかという不安感、収入の途絶や医療費の負担などの経済的困窮、さらには周囲の無理解からくるいわれのない偏見や中傷などの二次的被害といったさまざまなストレスに苦しんでいる状況があります。

我が国では、犯罪被害者等の支援、救済を図るため、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005（平成17）年には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。2008（平成20）年には「犯罪被害者等給付金支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」により給付金の支給額の引き上げ等が図られるなど、被害者等を支援するための施策が進められています。

さらに、2021（令和3）年には「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定され、中長期的な視点を持った生活再建の支援や、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮等について理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

福岡県では、これらの基本法及び基本計画の方針等を踏まえ、2013（平成25）年に「福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針」を策定するとともに、2018（平成30）年に「福岡県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開しています。

【課題】

犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、性犯罪・性暴力、児童虐待等が深刻な社会問題となる中、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等の声なき声に耳を傾ける必要があります。

「市民意識調査」によると「犯罪被害者やその家族に関して現在どのような人権上の問題があると思いますか。」との設問に対し「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと」が54.1%で最も多く、次いで「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなること」（47.4%）、「ソーシャルメディア（SNS）等で悪質・不快な書き込みをされること」（39.3%）となっており、身体的・精神的な被害を和らげるような取り組みや生活環境の支援等が必要とされていると言えます。

【施策の基本方向】

① 啓発の推進及び関係機関との連携強化

- 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について市民の理解が深まるよう、関係機関と連携し啓発を実施します。
- 犯罪被害者等がいつでも適切な支援を受けることができるよう、直面している困難な状況に応じた相談・支援窓口等について周知を行います。

9 インターネット等による人権侵害に関する問題

【現状】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行うなどの様々な問題が発生しています。特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

1999（平成 11）年には、インターネット等におけるなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001（平成 13）年には、インターネット上の人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ（インターネット接続業者）等に発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定されました。さらに、2014（平成 26）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」いわゆるリベンジポルノ被害防止法が制定されるなど、法整備が進められています。

しかし、法務省人権擁護局の統計によると、インターネットに関する人権侵犯事件数は、2011（平成 23）年の 671 件から年々増加し、2021（令和 3）年には、1,736 件となっています。また近年は、スマートフォンが子どもたちの間にも普及し、ソーシャルメディア（SNS）やメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。さらに、インターネット依存や有害・違法サイト等を通じてトラブルに巻き込まれる危険性が懸念されます。

【課題】

インターネットはその性質上、一旦、情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難であり、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かでない情報も多く存在しています。

「市民意識調査」によると、インターネットに関する事柄で、人権が特に尊重されていない、侵害されていると思うことは、「他人を誹謗（ひぼう）・中傷（ちゅうしょう）する表現を掲載していること」が 65.5%で最も多く、次いで「ソーシャルメディア（SNS）等で悪質・不快な書き込みをされること」（45.9%）となっており、相手の気持ちを尊重しないことによる安易な書き込み等の人権侵害が問題視されています。書き込む言葉が誰かを傷つけるようなものでないかの確認を心掛けるなど、個人で実践できる対策の呼びかけや、インターネットに関する人権啓発を強化する必要があります。

【施策の基本方向】

① 啓発活動の推進

- 名誉やプライバシーに関して正しく理解し、法律を守ることはもちろん、一人ひとりがルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することがないよう関係機関と連携し、啓発を実施します。

- インターネット上の真偽が定かでない情報に惑わされることなく、正しい認識力・判断力を身に付けることができるよう情報提供を充実します。

② メディアリテラシーを育む教育活動の推進

- 児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実と保護者への啓発に努めます。
- 教職員に対し、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題、情報化の進展が社会にもたらす影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、個人情報情報の取扱い等に関する研修の充実を図ります。

10 性的少数者に関する問題

【現状】

「性」には、しぐさや言葉づかい、好きになる性別など人の数だけバリエーションがあります。男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とこころの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした偏見や差別があります。

国連は、2008（平成20）年に性的指向とジェンダーアイデンティティに基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014（平成26）年には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

我が国では、2004（平成16）年に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

また、2016（平成28）年には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシャルハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。

福岡県では、婚姻関係を結べないために社会生活上で不利な扱いを受けるカップルを支援するため、2022（令和4）年度から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、性的少数者が人生を共にしたい人と安心して生活するための行政サービスを提供しています。

本市においても、県のパートナーシップ宣誓制度が利用できる行政サービスを一部提供するとともに、LGBTQなど性の多様性や性差に関する正しい理解を深めるための発達段階に応じた性教育に取り組んでいます。

なお、2023（令和5）年、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布、施行されています。

【課題】

「市民意識調査」によると、性的少数者に関して現在どのような人権上の問題があると思うかについて尋ねた結果、「差別的言動を受けること」が37.7%で最も多く、次いで「特にない・わからない」（35.8%）となっています。性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人々が正しい知識と理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

【施策の基本方向】

① 啓発及び教育活動の推進

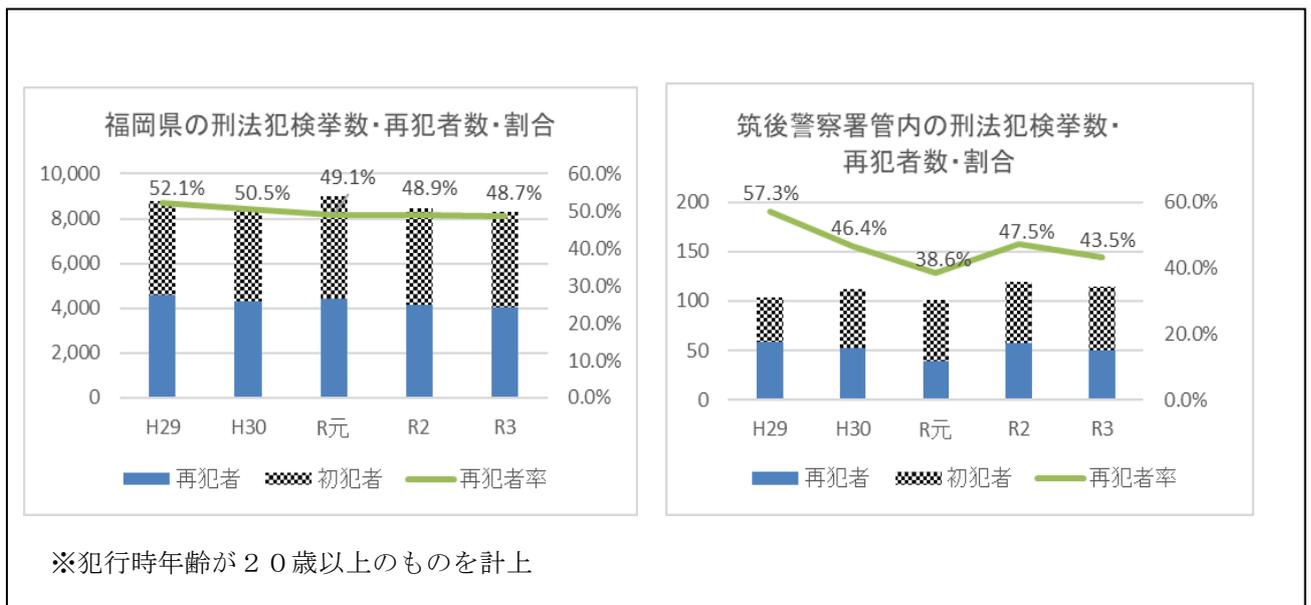
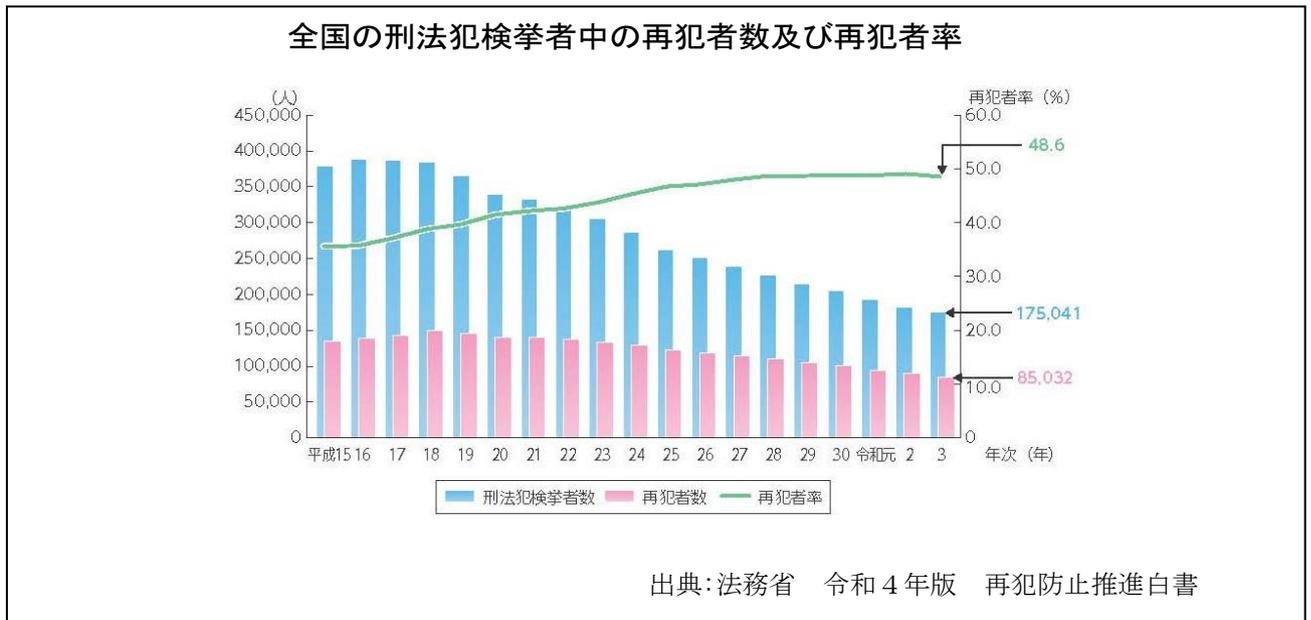
- 地域社会や学校、職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした偏見や差別をなくすために、庁内関係部署・企業と連携し様々な手法で啓発を行うとともに、当事者の尊厳を保障するための取組みを推進します。

11 刑を終えて出所した人に関する問題（再犯防止推進計画）

【現状】

全国の刑法犯の検挙人員は、2005（平成 17）年から減少に転じ、2013（平成 25）年からは、毎年戦後最少を更新しています。令和3年は17万5,041人となっています。

一方で、再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合）は年々増加を続け、近年は約50%程度で高止まりしています。この傾向は福岡県においても同様で、本市を管轄する筑後警察署管内においては、変動はあるもののおおむね45%程度で推移しています。



(法務省矯正局提供データを基に大川市作成)

犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした人等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、国の刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が連携・協力して取り組むことが求められています。

そのような中、国においては、国民の理解と協力を得ながら、出所者の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止等が犯罪対策において重要であるという観点から、2016（平成28）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。翌年2017（平成29）年には、犯罪をした人等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにするために、施策の実施や連携に際し、目指すべき方向や視点を示した「再犯防止推進計画（平成30年度～令和4年度）」が、また、同計画の取組状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる推進等を目的として2023（令和5）年3月に「第二次再犯防止推進計画（令和5年度～令和9年度）」が策定されています。

また、福岡県では、2019（平成31）年に『犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、再犯を防止し、円滑に社会に復帰できるようにするとともに、このような取組を通じて、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現』を基本理念とした「福岡県再犯防止推進計画」が策定されています。

本市においては、これまで再犯防止に関する取組は、検察庁や保護観察所といった国の刑事司法関係機関と、保護司会や更生保護女性会といった地域の支援団体を中心に行われてきました。

犯罪をした人等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。犯罪をした人等への偏見や差別意識を解消し、社会復帰に資するための教育・啓発を推進する必要があります。

【課題】

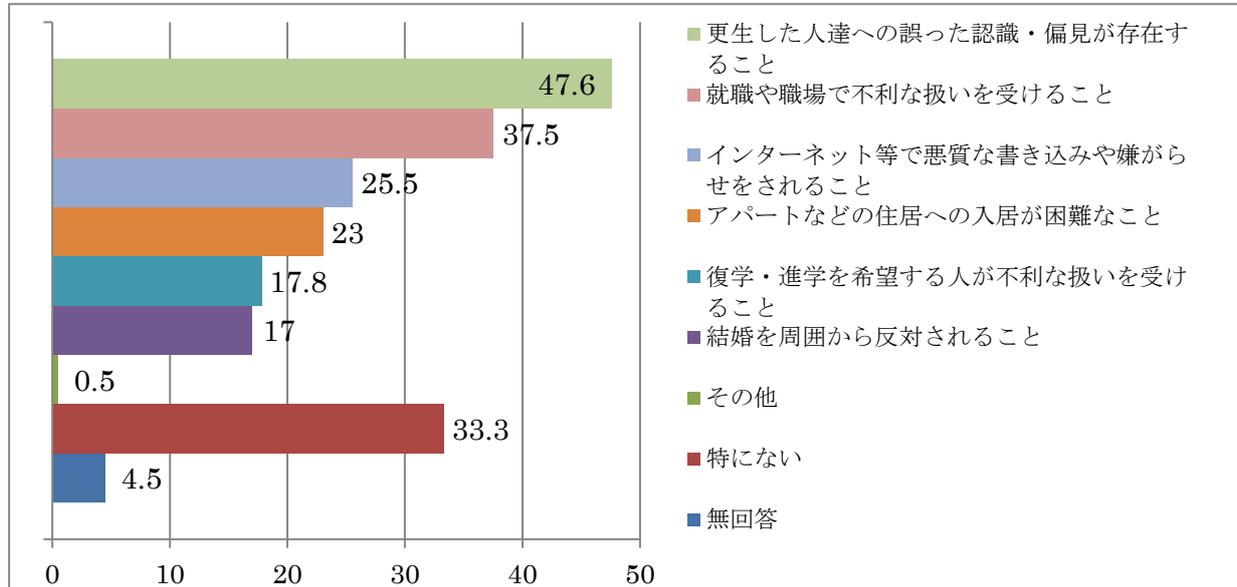
犯罪をした人の中には、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人や高齢者や障がい者などの福祉的支援が必要な人がいます。仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人と比べ約3倍と高く、不安定な就労が再犯のリスク要因となっています。

また、近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組むことが必要になっています。

「市民意識調査」によると、「刑を終えて出所した人に関して現在どのような人権上の問題があると思いますか」という設問に対して、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が47.6%で最も多く、次いで「就職や職場で不利な扱いを受けること」（37.5%）となっており、周囲の人々の偏見や無理解によって出所者の更生が妨げられていることが問題視されています。（図10）

さらに、再犯防止推進計画で「保護司については、担い手の確保が年々困難となり」と指摘されているように、再犯防止を支えるボランティア団体等への支援が課題となっています。

図 10 刑を終えて出所した人に関してどのような人権上の問題があると思うか (%)



【施策の基本方向】

① 広報・啓発活動の推進と更生保護関係団体への支援

- 地域住民にとって馴染みの薄い再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、保護司会等による「社会を明るくする運動」や「薬物乱用防止運動」等の取組の周知啓発を行っていきます。また、保護司をはじめとする地域の再犯防止に取り組む更生保護関係団体への支援、人材確保に向けた取組を続けます。

② 医療・福祉的支援の充実

- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所をはじめとした地域の支援関係者との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がいのある人に対して、住まいや就労、薬物依存からの回復に向けた治療等、その状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスが速やかに提供できるよう支援します。
- 重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、困りごと相談、生活福祉資金等の貸付、権利擁護支援事業等、利用可能な既存の制度だけでなく、地域の関係機関や民間団体との連携による多様な社会参加の場づくりや継続的支援に取り組めます。

③ 非行防止に向けた取組

- 学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや青少年の非行の未然防止のための普及啓発活動に取り組めます。

12 さまざまな人権課題

前述のほかにも、次にあげるような人権課題があり、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進します。

(1) 北朝鮮当局による拉致被害者等

【現状と課題】

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国は、2010（平成22）年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があります。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。この問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

【施策の基本方向】

- 国は、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるとしていることから、啓発資料の配布などにより、同週間の趣旨にふさわしい事業の実施に努めます。

(2) 生活困窮者・ホームレス

【現状と課題】

2015（平成27）年に施行された「生活困窮者自立支援法」により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の窓口が設置され、生活困窮者の抱える様々な問題解決を支援する体制が整えられました。

生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自らSOSを発することが難しいため、支援にあたっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。さらに、病気や障がい、DV、虐待、不登校、引きこもりなど多様な課題を抱え、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている方もいるため、支援にあたっては相談者一人ひとりを可能性や能力を持つかけがえのない存在として、その尊厳を守ることが求められます。

また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためには、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適正に応じて教育を受け、職業に就くことができるよう支援していく必要があります。

ホームレスの自立支援等に関する施策は、2002（平成14）年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により開始されました。ホームレスの多くは、単に家が無

いという物理的状況のみならず、家庭や家族的な共同体、きずなが崩壊した状況にあり、ホームレスの問題は社会から排除された人々の問題としてとらえる必要があります。

【施策の基本方向】

- 多様で複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、就労の問題、心身の問題、家計の問題、家族の問題など包括的に対応していきます。また、支援を必要とする人を早期に把握するために、庁内関係部署の横断的な連携に努めます。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯や生活保護世帯等の子どもの就学支援、学習支援や相談、情報提供等の取組みを行います。
- ホームレスの自立を支援するための取組みとして相談や情報提供等を行い、速やかな社会復帰を支援します。

（３）その他

以上のような課題のほかにも、「アイヌの人々に対する偏見や差別」、「性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引被害者」などの問題があります。

災害時には、避難所でのプライバシーの確保のほか、女性、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮の必要性が改めて認識されました。また、被災者に対し風評による嫌がらせやいじめなどの人権侵害も発生しています。

このため、国・県の動向を把握しながら、それぞれの問題に応じた施策と人権教育・啓発の推進を図ります。

第5章 推進体制等

1 市の推進体制

この基本計画に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、各分野に横断して関係することから各人権課題を所管する部署だけではなく、全職員が人権の視点を持ち、総合的・計画的に取り組めます。

また、本計画に基づく施策の実施状況の把握と評価を行い、今後の実施内容の見直しに反映させます。

2 県、他市町村及び関係団体との連携

(1) 県・他市町村との連携

基本計画に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、県や他市町村等の役割分担を踏まえ、緊密な連携・協力のもとに取り組めます。

特に、地域に密着したテーマにより行われる人権教育・啓発は、より大きな効果が期待されることから、先進事例の紹介や啓発情報の提供、啓発事業等、一層の連携強化に努めます。

(2) 市民や関係団体等との連携

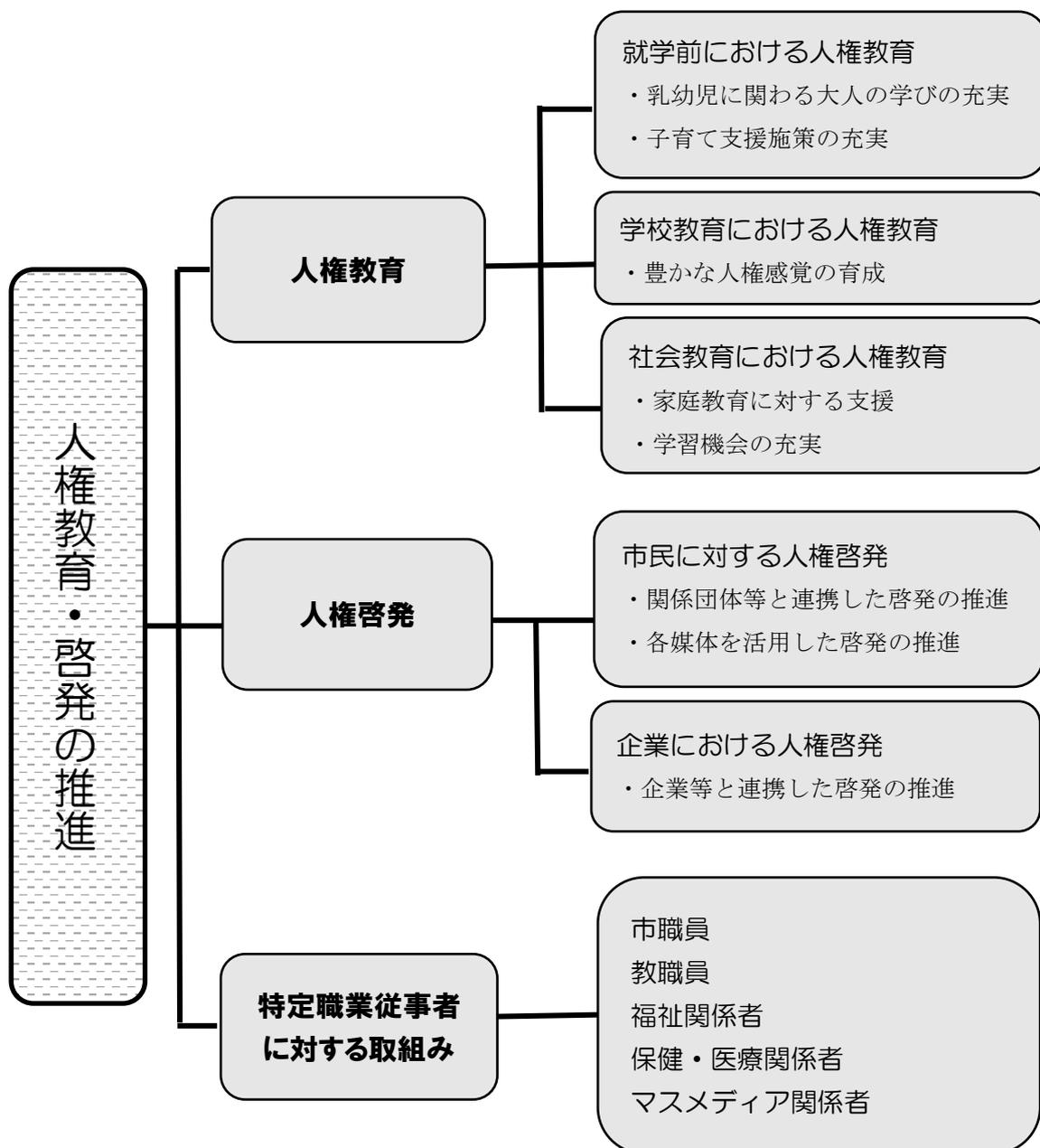
人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発活動を総合的に推進するため、学校・企業・関係団体・及び地域等の役割分担を踏まえた上で、連携・協力し、人権教育・啓発の推進に努めます。また、基本計画の趣旨を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、基本計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会・場を捉えて周知を図ります。

3 推進期間等

基本計画に基づいて実施する期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

また、人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するため、国内外の状況や動向に応じて見直しを行います。

4 人権教育・啓発基本計画の構成



分野別施策の推進

同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ○同和教育の推進 ○市民に対する啓発活動の充実強化
女性に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○男女がともに参画するための社会づくりの推進 ○男女がともに参画するための労働環境の推進 ○男女の人権尊重・擁護と健康支援 ○男女共同参画教育の充実
子どもに関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの人権が尊重される社会づくり ○心豊かに育つ環境づくり ○子育て支援の環境整備 ○乳幼児等の健康教育の推進 ○子どもの安全確保
高齢者に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがいをづくりの推進 ○安心して暮らせるまちづくりの推進 ○啓発活動・福祉教育の推進 ○高齢者の権利擁護の推進
障がいのある人に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○自立と社会参加の促進 ○広報・啓発活動の推進 ○障がいのある子どもの教育・療育の充実 ○障がいのある人の権利擁護の推進
外国人や外国にルーツのある人に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○国際理解のための啓発や教育の推進 ○住みやすい環境づくり
HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○感染者への偏見や差別解消に向けた啓発の推進 ○感染症等に関する相談・支援
犯罪被害者等に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発の推進及び関係機関との連携強化
インターネット等による人権侵害に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動の推進 ○メディアリテラシーを育む教育活動の推進
性的少数者に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発及び教育活動の推進
刑を終えて出所した人に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動の推進 ○医療・福祉的支援の充実 ○非行防止に向けた取組
さまざまな人権課題	<ul style="list-style-type: none"> ○北朝鮮当局による拉致被害者等 ○生活困窮者・ホームレス ○その他

用語解説



用語解説

ア行

●アクセシビリティ

「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がいのある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。

●あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びすべての人種間の理解を促進する政策を、あらゆる適切な手段により遅滞なく遂行すること等を内容とした条約で、1965（昭和40）年の第20回国連総会で採択され、我が国は1995（平成7）年に締結。

●ウィーン宣言及び行動計画

人権の国際的な普遍性や貧困を克服する権利、発展の権利が人権の不可分の部分であることを確認し、国連活動における人権活動の強化策として、人権高等弁務官の設置等を決めたもので、1993（平成5）年にウィーンで開催された第2回世界人権会議で採択。

●エイズ

後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症するさまざまな病気（症候群）の総称。

●HIV

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液・精液・膣分泌液・母乳の中に存在し、性行為・母子感染・麻薬のまわし打ちなどの血液感染によって感染する。

HIVは免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、その免疫力が低下すると、さまざまな感染症等にかかりやすくなる。

●SDGs（持続可能な開発目標）

S（Sustainable）D（Development）Gs（Goals）の略称で、持続可能な開発目標と訳される。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、様々な課題に取り組むため、17の国際目標とその下に169のターゲット及び232の指標が決められている。

●えせ同和行為

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい。」との誤った意識を悪用して、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為。同和問題に対する誤った認識を植え付ける原因となっている。

力行

●学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針

学校における在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権に関する教育指導において、「基本的人権の尊重に徹した教育の推進」、「多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進」及び「教職員研修の充実と全教育活動を通じた指導の推進」を中心とする取組を行うことを示した指針で、1998（平成10）年に県が策定。

●完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障がいのある人が社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

●経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

世界人権宣言の内容をより詳細に、労働の権利や社会保障に対する権利等の経済的、社会的及び文化的権利について規定した条約で、1966（昭和41）年に第21回国連総会で採択され、我が国は1979（昭和54）年に締結。

●合理的配慮

障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された場合に、障がいのない人と同等の機会や待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、障がいのある人の状態やニーズ、その時の場面や状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整のこと。

●高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の9、老人保健法第46条の19及び介護保険法第118条に基づき、活力ある高齢社会の実現に向けて、高齢者が安心して介護サービスを利用することができる社会基盤の整備や介護予防、生きがいつくりなど、総合的な保健福祉サービス供給体制の整備を、広域的な見地から推進するために策定した、5か年を期間とする県の計画。

●国際人権規約

1966（昭和41）年12月の国連総会で、①経済的、社会的及び文化的管理に関する国際規約（社会権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書が採択され、その後、1989（平成元）年に④市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2選択議定書が選択された。

国際人権規約は、これら四つの条約の総称である。国際人権規約は世界人権宣言とともに、国際連合の人権活動を支える基本文章である。

●国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975（昭和50）年。

サ行

●児童憲章

すべての児童の幸福を図るため、児童の立場から、子どもの権利を確認し、日本国憲法の内容に倣い12の条文構成からなる、1951（昭和26）年5月5日（子どもの日）に制定された憲章。

●児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989（平成元）年11月に国連総会で採択された条約。

前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護など、児童の権利に関して包括的に規定している。わが国は、1994（平成6）年4月に批准している。

●市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

世界人権宣言の内容を、生命に対する権利や身体の自由に対する権利などの市民的及び政治的権利についてより詳細に規定した条約で、1966（昭和41）年に第21回国連総会で採択され、我が国は1979（昭和54）年に締結。

●障害者週間

障がいのある人自らの自立及び社会参加への意欲と、国民の障がいのある人に関する問題へ理解と認識をより一層高めるための運動を展開する12月3日から9日までの1週間。

●女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約で、1979（昭和54）年に第34回国連総会で採択され、我が国は1985（昭和60）年に締結。

●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000（平成12）年12月、人権教育・啓発をすることを目的として制定された法律。

●人権教育のための国連10年

1994（平成6）年の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年を「人権教育のための10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤をおく団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。

これを受けて、国においては、1995（平成7）年12月に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997（平成9）年7月には、国内行動計画を策定。

●人権週間

1948（昭和23）年、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。

日本では、この「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

●人権という普遍的文化

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化（人権文化）とすること。

●人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

●人権擁護施策推進法

1997（平成9）年に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備しつつ、人権の擁護に資することを目的とし、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999（平成11）年7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001（平成13）年5月には人権が侵害された場合にお

ける人権救済制度の在り方について、それぞれの答申が出された。

●成年後見制度

精神上の障がいによって判断能力が十分ではない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

●世界人権宣言

1948（昭和23）年12月に国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。

市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

●ソーシャルメディア（SNS）

SNSは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、趣味などを同じくする個人同士のコミュニティやネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。利用者が互いに自分の趣味や日々のこと等を公開することで幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたWebサイトで、パソコン・スマートフォンなどの機器を使っていつでも利用することができる。

夕行

●男女共同参画基本計画

1999（平成11）年に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、2000（平成12）年に策定。2005（平成17）年度末までを計画期間とした、男女共同参画2000年プランに代わる新たな国内行動計画。

●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会。

●男女共同参画社会基本法

1999（平成11）年、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

●男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。
1986（昭和 61）年、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。

●同和対策事業特別措置法

1969（昭和 44）年に成立。同和地区の生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・職業の安定・教育の充実・人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

●同和対策審議会答申

1961（昭和 36）年に内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965（昭和 40）年 8 月に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果をまとめた答申。

同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

●同和问题啓発強調月間

同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、本県において 1981（昭和 56）年に設定した 7 月の 1 か月間。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力。

ナ行

●ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がいのある人の福祉の重要な理念。

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を備えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ハ行

●バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが建物や市街地において、支障なく利用や行動ができる状態。

●ハンセン病

1873（明治6）年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい病」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

●福岡県障害者福祉長期計画

障がいのある人の主体性・自主性・自由という人間本来の生き方の回復と獲得を目指す「リハビリテーション」の理念、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念のもと、1995（平成7）年に策定した計画。

●福岡県青少年健全育成総合計画

福岡県の青少年健全育成のための広範多岐にわたる青少年関連施策を体系づけ、施策推進の基本方針を明らかにした、1992（平成4）年に策定した総合的な計画。

●福岡県男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法、福岡県男女共同参画推進条例に基づき策定された、福岡県の男女共同参画推進に係る5年間を期間とする計画。

●ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。例えば、特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく一律に排除・排斥することをあおり立てるものや、危害を加えようとするもの、著しく見下すような内容のものがある。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の第10条に基づき、各事業主がその雇用する労働者数に応じて設定されている障がいのある人の雇用率。

マ行

●マスメディア（Mass Media）

新聞社・出版社・放送局など、特定少数の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞・雑誌・ラジオ・テレビ等の媒体（メディア）のこと。

●民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者

や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。

また、民生委員は児童及び妊産婦等の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼務する。

●メディアリテラシー

情報を識別・評価する能力、情報を処理する能力のことで、情報が流通する媒体を使いこなす能力のこと。

ラ行

●リベンジポルノ

別れた配偶者や恋人に対する嫌がらせ行為の一種。撮影又は相手からもらうなどして所持していた相手のプライベートな写真や動画を、不特定多数の人が閲覧できる状態でインターネット上に公開すること。報復や仕返しを意味するリベンジと、ポルノグラフィーを組み合わせた造語。

●老人週間

国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すことを目的として、2002（平成14）年の老人福祉法の改正により定められたもので、9月15日（老人の日）から21日までの1週間。

ワ行

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

資料



世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊重とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946年（昭和21）年11月3日 公布

1947年（昭和22）年 5月3日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条

財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年12月6日法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

大川市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と 人権擁護に関する条例

平成8年3月25日

大川市条例第8号

(改正)令和2年3月25日

大川市条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。）をはじめとする差別の解消を目的とした法令等並びに世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、障害者差別、女性差別、いじめ等のあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、市民一人ひとりの参加による人権擁護のまちづくりを推進し、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい大川市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らもあらゆる差別や人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別を撤廃するために必要な施策について市民並びに国、県及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と協力のうえ、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、国が行う実態調査等に協力するとともに、必要に応じ調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる差別や人権侵害に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係機関等と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる差別の解消と人権擁護に関する施策等を効果的に推進するため、関係機関等と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

大川市同和教育基本方針

平成7年3月13日

大川市教育委員会

日本国憲法は、個人の生命、自由および幸福追求に対する権利の尊重を国政の基本とすることを宣言し、すべての国民に侵すことのできない永久の権利としての基本的人権を保障している。

しかしながら、現実には、基本的人権がすべての国民に等しく保障されているとはいいがたく、さまざまな人権問題が存在している。とりわけ、同和問題は、封建的な権力によって作りだされた身分差別にはじまるものであるが、それが今なお完全に解消されておらず、社会問題として根強く残っている。

本市においては、同和問題に関する啓発活動を実施してきたが、市民意識の中には「そっとしておいたがよい」とする考えが根強く存在するなど、正しい認識が十分に図られているとはいいがたい状況にある。

これらの問題を早急に解決することは、国及び地方公共団体の責務であり、同時にすべての市民が自らの課題として正しく認識することが重要であり、なかでも、教育の果たす役割は極めて大きいものがある。

同和教育は、部落差別に対する科学的認識にたつて、真に差別をなくしていく意志と実践力を持った人間の育成を目指すものである。

ここに大川市教育委員会は、同和教育に対する責務の重大さを自覚し、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、福岡県同和教育基本方針にそつて、その基本方針を次のように定める。

- 1 すべての学校、すべての地域社会において、同和教育を積極的に推進し、すべての市民が同和問題に対する認識を深め、自らの課題として、その解決にあたるように努める。
- 2 学校教育においては、児童・生徒に対して、差別についての正しい認識を養うとともに、すべての子どもが無限の可能性を伸ばし得るよう、教育内容を充実するとともに教育条件の整備をはかり、もつて学習権と進路の保障に努める。
- 3 社会教育のあらゆる機会に、基本的人権の尊重を基調とする学習を取り入れ、すべての市民が科学的・合理的な生活態度を身につけるとともに、差別の現実を正しく認識し、同和問題の解決にあたるよう同和教育を推進する。
- 4 同和教育を積極的に推進するためには、すぐれた指導者を得ることが緊要である。そのため、広く市民及び教育関係者の中から同和教育に対する意欲と実践力にとむ指導者の養成をはかるとともに、同和教育研究団体の育成に努める。

この方針の実施にあたっては、関係機関団体と有機的な連携をはかり、もつて初期の目的の達成に努める。

大川市人権教育・啓発活動推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に係る施策について、大川市における関係行政機関相互の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、「大川市人権教育・啓発活動推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構 成)

第2条 推進本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長 市長

副本部長 統括副市長 教育長

本部委員 人事秘書課長 総務課長 企画課長 地域支援課長 市民課長
健康課長 福祉事務所長 福祉事務所主幹 子ども未来課長
インテリア課長 農業水産課長 建設課長
都市計画課長 学校教育課長 生涯学習課長

(運 営)

第3条 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(作業部会)

第4条 推進本部に作業部会を置くことができる。

2 作業部会を構成する委員は、関係行政機関の職員で本部長の指名する職員をもって充てる。

(事務局)

第5条 推進本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、当分の間、福祉事務所及び生涯学習課において処理する。

(補 則)

第6条 全各条に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

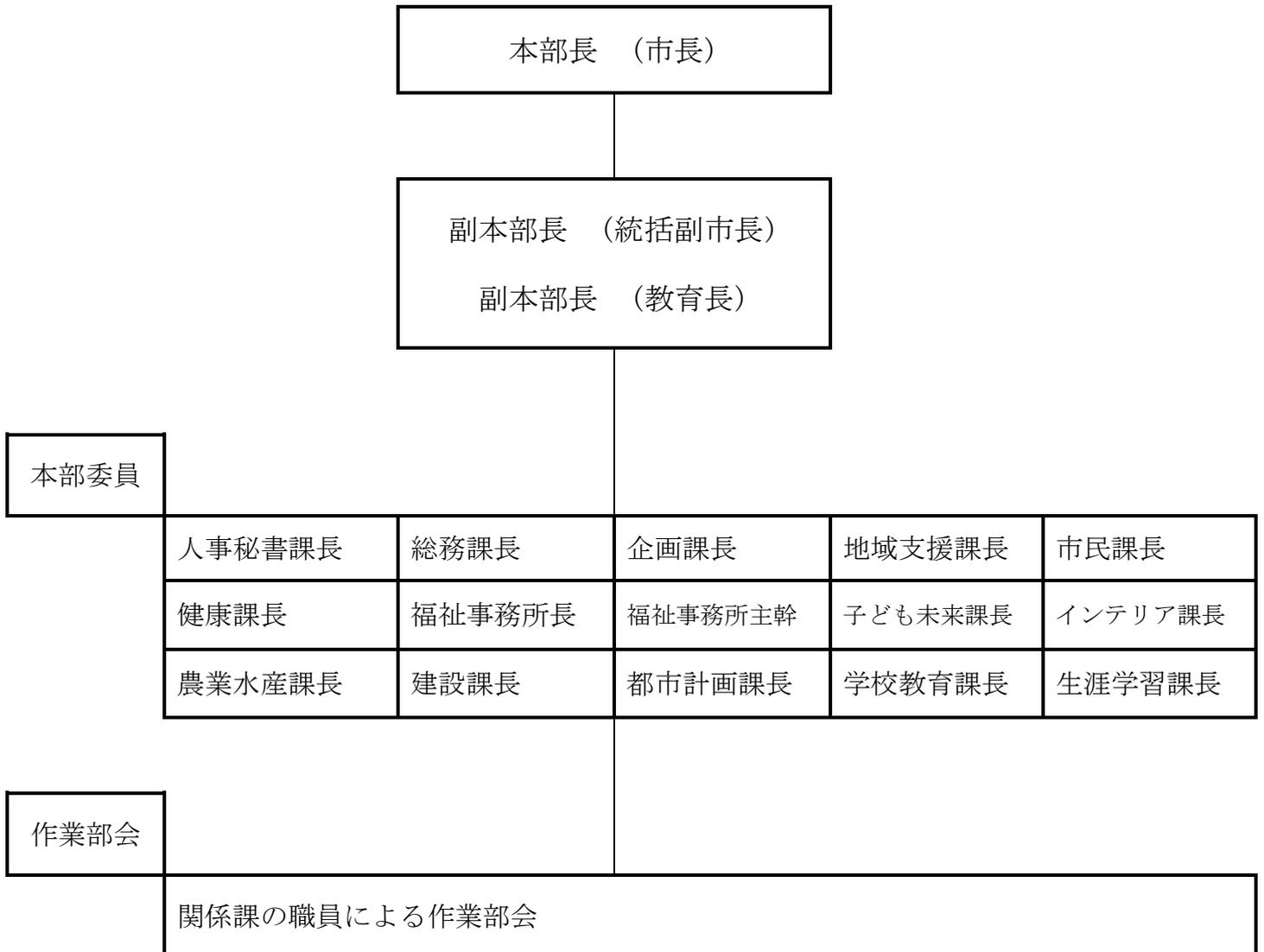
付 則

1 この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月19日から施行する。
付 則
- 1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

大川市人権教育・啓発基本計画策定組織図



大川市人権教育・啓発基本計画（改定）

2023（令和5）年12月発行

編集・発行 大川市人権教育・啓発活動推進本部
（事務局：大川市福祉事務所地域福祉係
大川市教育委員会生涯学習課文化・社会・人権・同和教育係）

〒831-8601

福岡県大川市大字酒見256番地1

電話（0944）87-2101（代表）

（0944）85-5537（直通）

FAX（0944）86-8483

E-mail okwfukusi@city.okawa.lg.jp

表紙：川口小学校3年生児童による人権の花運動（2023（令和5）年4月～12月）の閉会式にて取組み発表されたもの

裏表紙：田口小学校3年生児童による人権の花運動（2022（令和4）年4月～12月）のエコ風船飛ばし風景

